

新環境ガイドラインに基づく異議申立手続きに係る  
第12回パブリック・コンサルテーションの様態について

平成14年11月18日(月)、国際協力銀行8階会議室において、新環境ガイドラインに基づく異議申立手続きに係る第12回パブリック・コンサルテーションが開催され、50名以上の参加者の下、積極的な議論が行われました。

ここでは、会場の様態をお届けします。(なお、記名での発言の公開を希望された方については、参加者の名前を記名させて頂いています。ただし、参加者の皆様にご発言の内容は確認いただいていないため、文責は国際協力銀行にあることをご了解ください。)

国際協力銀行からの出席者：

総務部： 矢島次長、入柿課長、篠山調査役  
金融業務部： 藤田課長、天野調査役  
開発業務部： 山田課長、武貞調査役

矢島次長より冒頭挨拶

議論

(矢島次長)

まず、きょうの進め方でございますが、前回に、J B I Cの直近のドラフトで、いくつか方向性が出て、こういった形で修文をしましょうというのが数点あったと思いますので、それをJ B I Cから説明をしていただいて、それについて確認をいただいたうえで、次に、J B I Cからオープンイシューとなっております2点、異議申立の受付の開始の時期と情報公開につきまして説明していただいて、議論を進めていきたいと思っております。

それでは、まず、J B I C、お願いします。

(入柿課長)

それでは、お手元にお配りしました異議申立手続きの要綱案に従いましてご説明させていただきます。まず第1ページでございます。1ページの中ほど、「基本原則」の「独立性」のところでも二重線を引いてありますが、「総裁直属の機関」ということを明記するというところでございますので、ここは明記いたしました。それが1点目。

それから、3ページのほうは、受付時期の点でございます。これは後ほどご説明いたします。

次に4ページでございます。4ページは、「異議申立手続きのプロセス」のところの、「申立書の受理、あるいは、申立人およびプロジェクト実施主体への通知」のところ、環境担当審査役が申立書を受領後、受理通知を借入人にも送付するというところでございます。ここも明確化を図りまして、「申立人、借入人、プロジェクト実施主体者および本行投融資担当部署」というふうに入れました。

5ページですが、こちらの中ほど、同じでございますが、手続きの開始決定について借入人にも通知することを明記いたしております。

それから、6ページでございますが、6ページの下でございます。こちらについては、環境担当審査役のヒアリングのアレンジのところでございますが、「環境担当審査役は、必要に応じてヒアリングを行うことができる。ただし、プロジェクトの実施主体、借入人、またはホスト国政府に対してヒアリングを行う場合には、当初は投融資担当部署を介して」ということで、こちらにも限定を加えております。

7ページ目のいちばん下のところ、環境担当審査役の審査期間でございます。こちらについて、延長の事由が非常に限定的であるというご指摘がございましたので、こちらのほうも広く取りまして、「環境担当審査役は、調査または対話の促進のためにさらなる時間が必要で

あると判断する場合には、さらに必要となる活動の詳細とかかる活動が不可欠である理由を総裁に報告することができる」。こちらのほうは、以前は対話の促進だけに限られているような書きぶりになっておりましたので、「調査あるいは対話の促進」ということで、いずれの場合でも延長はできるということを明記いたした次第でございます。

8ページ目でございます。真ん中へんでございますが、「フォローアップ」の項目の環境担当審査役の意見具申の項目でございます。ここについては、より明確にするという趣旨から、「また、必要に応じ、不遵守と判断された個別案件の調査結果に基づき、今後のガイドライン遵守確保に向けた対応策等についての意見を年次活動報告書に記載することができる」という言い方に書き換えてございます。

その下のほう、2点ございますが、いずれも同じでございますが、相手の通知先でございます。最初のところも、「申立人、借入人、プロジェクト実施主体」ということで、A、Bともに宛て先を明確にしたという趣旨でございます。

9ページの点は、情報公開の点でございますので、後ほどご説明します。

いちばん最後のページでございますが、「環境担当審査役の設置要領」というところで、真ん中あたりの環境担当審査役に望ましい知見の部分でございます。ここは、「環境に関する知見」としておりましたが、ご指摘を踏まえまして、「環境社会配慮に関する知見」と変えさせていただいております。

下のほうでございますが、環境担当審査役は、辞めた後、本行に雇用されるという点については、明確に「本行は環境担当審査役の退職後3年間は当該人物を雇用しないものとする」という規定を入れまして、退職後はしばらくの間、3年間ですが、J B I Cに雇用されることはないということを明確にいたしました。

以上でございます。

(矢島次長)

それでは、まず、先ほどもお話ししましたように、受付の開始の期間のところと情報公開のところを除く修文、実際には他にもあったのではないかという点も踏まえて、今の提案に対するご意見と、他に抜けているという点がありましたらそれも含めましてご意見がございましたら、お願いをしたいと思います。

(問)

また、後ほどお気づきの点がありましたら、その場でも結構でございますので、それでは、次に進めさせていただきたいと思っております。

異議申立の期間と情報公開についてのJ B I Cの現状での考え方を説明させていただきたいと思っております。

(入柿課長)

それでは、その2点についてご説明させていただきます。まずは、申立手続き要綱の3ページ目をお開きさせていただきたいと思っております。こちらが、3.の、「異議申立の手続き開始要件」の「期間」でございます。こちらのほうにつきましては、まず読ませていただきますと、「すべてのガイドライン不遵守の指摘に関し、わが国政府の手続きを経る円借款業務については本行が案件に関する本行としての評価を示したとき以降、その他の業務については融資契約調印後、それぞれ貸し出しが終了するまでの期間に可能である」というふうに変えてございます。また、これに伴いまして、「上記受付開始時点以前に外部から意見が示された場合は」、下のほうでございますが、「投融資担当部署がかかる意見に対して適切に対応するよう依頼のうえ、環境担当審査役のほうから総裁に報告することができる。このような移送が行われた場合、投融資担当部署はガイドラインに則り誠実に対応し、プロジェクト実施主体にかかる意見を伝えなければならない」。この後、文章を足しまして、「環境担当審査役は、投融資担当部署より対応結果の報告を受け、必要に応じこれを意見表明者に伝える等の対応を取る」。後者のほうは、前회のご意見を反映して直した部分でございます。

前者のほうでございますが、ここについての考え方を簡単にご説明したいと思えます。私どもの主張といたしまして、本件にかかる異議申立手続きそのものについては本行としての意思決定が終了した時点ということとをずっと申し上げておりましたが、これについては、いろいろと、その途中段階もあるのではないかとのご指摘を踏まえました。まず、円借款業務については、本行だけで決定するわけではございませんで、その前にわが国政府による事前通報、あるいは交換公文という手続きを経ます。その後、本行のほうで再度フィージビリティを確認したうえでローンアグリーメントの調印ということになります。

実際には、プロジェクトのアブレイザル等につきましては、事前に本行のほうで行いまして、その成果をある程度取りまとめて、わが国政府に示すという手続きがございます。その後、われわれの審査結果を受けて政府のほうで検討がなされて、事前通報あるいは交換公文という手続きに進むわけでございます。実際には本行によるアブレイザルはその後も続くわけでございますが、中間段階でありながらもわが国政府に対して本行としての意思表示をするということとでございますので、こういう時点からある程度環境ガイドライン不遵守についての異議申立を受け付けるということも可能ではないかということで、ここまで受付の期間を広げたものでございます。

その他業務につきましては、そういった政府の手続き等は一切ございませんので、ここは同じく、融資契約調印後に受付を開始するのが適当であると判断したものでございます。

(矢島次長)

それでは、まず、異議申立の受付の期間につきまして、ご意見がございましたら、いただきたいと思えます。

(メコンウォッチ松本氏)

参考資料として、提出者名がなかったのですが、「国際協力銀行の環境ガイドライン統合にかかわる研究会第6回議事録」というものがホッチキス留めになっていて、その議事録の後に、さらにめくっていただきますと、7-7ページの後にフローチャートが三つ付いているという資料があると思えます。これをF O E ジャパンとメコンウォッチのほうで提出させていただきます。

今の件についてですが、私自身、国内の行政救済制度に基づいて考えているこの処分時主義という考え方そのものをこのガイドラインに適用することは問題があると思っております。ガイドラインが法的拘束力を持っていないということもありますし、かつ、行政訴訟をする対象になり得るとは思っていないということから考えれば、このガイドラインを、国内の行政救済制度と同じ枠組みで、処分時主義で行うということに対しては、私は誤りだと思っております。しかし、この議論は、合意できる点を探すという点については私は必要だと思っておりますので、きょうの議論の中ではとりあえずそのことについては触れないというか、いったん棚上げをさせていただく。J B I C がおっしゃるような、意思決定時点からこの異議申立制度を使うという一種の原則をある程度尊重したうえで、われわれのほうの議論をさせていただく。まずそういう前提だにご理解ください。

そのうえで、いつが意思決定の段階であるかということに対して議論をするためにきょうお持ちした資料は……。国際協力銀行環境ガイドライン統合の際に、独立した私的な研究会としてこの表記の研究会がありました。メンバーもそこに書いてありますが、固定メンバーというわけではなくて、さまざまな方が参加しています。ここに皆さんの所属が書いてありますが、個人の立場で発表されているというのがこの研究会の位置付けであります。それについては多くを触れる必要はないかと思えます。その研究会の第6回で、まさにこの意思決定がいつであるかという議論をしたことがあります。その中でJ B I C 側から提出をされたのが、後段にあります3枚のフローチャート。もう少し添付はされていますが、一応ホームページ上アクセスして入手できるのはこの3枚のフローチャートになっていますので、これをまずご覧いただきたいと思えます。

まず、前後になります。フローチャートとしては2枚目になります。「円借款プロジェクトサイクルにおける環境配慮」というものがあります。これに、まさに、今、入柿課長のほうからご説明いただいたアプレイザルの中の政府への報告というところがある。この時点が事実上J B I Cとしての環境審査をしたという段階であるというご説明だと理解をしています。そういう意味では、この円借款についても意思決定がどこかということを考えれば、この段階でJ B I Cとしては実質的な環境社会配慮に関する意思を明らかにしたと、私も思っております。その意味では、今の入柿課長のご説明というか、本日出された案については、書き方は分かりにくいですが、ご説明そのものはかなり共感できる場所があると思えました。

もう一方ですが、国際金融等業務についてですが、その一つ前のフローチャートをご覧ください。これも、繰り返しになりますが、J B I Cのほうから研究会で提出をいただいたものです。この中に、少し真ん中のあたりに色が掛かったところがあります。ここが、場合によってはこのプロセスに入る、いわば環境社会配慮のところですが、その後、役員会というのが二つ書かれています。役員会、融資条件交渉、もう一度、役員会、そしてL / A 調印と書かれています。これが何かということについてはこの議事録の本体の中に書いてあるわけですが、特にここでお話をしたいと思っている点は、ページで行きますと5ページ目。

線がいくつか引いてありますが、そのうち、最初の線は、当時の前田企画課長がアンタイドローンについてお話をされた点です。その後、当時の環社室の国金業務担当の本郷課長が、「一定条件を満たせば融資はするだろうという形の条件付きのコミットメントをJ B I Cは融資方針役員会で決める」、続いて、前田課長が「実質的意思決定はほぼこの1回目の役員会で終わっている」と発言をされているわけです。すなわち、先ほどフローチャートでお見せいたしました2回ある役員会のうち、1回目のことを「融資方針役員会」と呼び、そこで条件付きコミットメントについては実質的な意思決定を行っているというふうに、環社室の国金担当課長であった本郷課長および前田企画課長が出席している中でお話をされているという点を、まず、ここで押さえておきたいと思えます。

その後、F O E ジャパンの松本郁子さんの「J B I Cが意思表明をするのはこの融資方針役員会の前ですか」という質問に対し、前田課長は「後です。融資方針役員会の前に外部公表をすることはありません」。すなわち、融資方針役員会の後、実質的な意思表明、意思決定がなされていくという理解ができるかと思えます。

しかしながら、この会合では、もう一つ融資方針役員会について突っ込んだ議論も少ししております。それを若干補足説明しますと、6ページになります。ここは線を引いていないのですが、最後の松本郁子さんの質問から前田さんというふうの流れになっていくところです。ここは、読んでいただくと、業務を詳しく知らない方には分かりにくく書いてありますが、すべてが役員会に行くとは限らないということが書かれています。役員会が開かれなくても、例えば、担当理事の決裁案件になったり、あるいは部長決裁案件となる。しかし、アンタイドについてはすべて役員会にかけられる。輸出信用など非常に典型的なものに関しては、金額で分けて小規模なものに対しては、そういった形で権限委譲をしている。この役員会のスレッシュホールドというか、いったい何が違いかということについては、7ページ。上から、松本、前田、松本、前田と来た、この前田さんのところで、「100億円以上で役員会に行く」という発言がなされている。

分かりやすく言えば、われわれが考えるのは、先ほどお見せいたしました「国際金融等業務における環境配慮確認の流れ」というところのフローチャートに書かれている最初の役員会、融資方針役員会で、例えば、アンタイドローンとか、あるいは額の大きいものについては、かなりのところの意思決定が行われている。そうでないものについては、代わるものとして権限が委譲され、その権限の下で決裁をし融資条件交渉に移っている。ということと考えますと、このタイミングが、いわば円借款業務における政府への報告と相並んだ位置付けと考えられるのではないかと考えているわけです。

以上、今の入柿課長からのご説明を受けた形で、私どもが考えている意思決定のタイミングについて、J B I C側の資料なども参考にさせていただきながらお話をしたということであり

ます。以上です。

(矢島次長)

これについては、J B I C、特に国金等業務の融資の手順、それと、意思決定というのは、先ほど処分時主義というお話が出ましたが、行政救済法の中で「行為を行ったとき」ということですので、意思決定があり、「調印した」というのが大きな事実行為になるということは、念のため、確認をさせていただいたほうがいいと思います。では、よろしく願います。

(藤田課長)

今、メコンウォッチの松本さんからご指摘いただきました点につきまして、3点ほどコメントさせていただければと思っております。まず、環境配慮確認の流れということでお示しいただきましたフローチャートでございますが、案件によってはこのような流れもあることは事実でございます。ただし、一言、ここは確認させていただきたいと思っておりますのは、新しい環境ガイドラインができて、その新しい環境ガイドラインは10月以降これを実施していきましょうということになっております。この環境ガイドラインの制定に伴いまして、私どもは、いくつか個別案件につきましては従来以上に環境の配慮についてきちっと審査をしていくことにしております。

これは原科先生がいろいろな場でもおっしゃっておられますが、国金業務の対象となる民間の企業が行うプロジェクトにつきましては、いわゆる融資の回収のセキュリティだけでなく、環境の配慮といった点が大きなリスクファクターになっております。ある意味ではいわゆる債権の回収の償還確実性の審査と同等以上に、私どもはこれはリスクとして審査をしているという状況でございます。これは民間企業の方にも、きょうご参加いただいているいろいろな企業の方にもその点を説明させていただいてご理解をいただいております。

こういう状況になっておまして、実は、いただいているフローチャートについては、若干古いところがございます。私どもは、カテゴリー分類した後にその分類をホームページで公開するとか、いろいろな手続きについては新しい環境ガイドラインに基づいて今、実施してあるわけです。環境の配慮確認につきましては、最後の最後まで、皆さんから、特にステイクホルダーの方、また、いろいろな関係の方からご意見をうかがう、また、承るということを環境ガイドラインにも示しております。今現在は、これは役員会は二つになってますが、実は役員会が一つであったり、二つはないということもありまして、ギリギリまで環境配慮についてはきちっと審査をするということになっております。

役員会が2回あって、1回目が融資方針役員会というご指摘がありましたが、実際にこういう手続きがある場合もございます。ただ、この役員会で決める内容は、要は、案件についての融資の交渉を始めるということについてのご了解をいただくということでありまして、いちばん大きな点としましては、対外的に一切お約束はしていないということがポイントだろうと思っております。

実は、いただいた資料を拝見すると、5ページの下線を引いてあるちょっと上のところに、本郷というところで下線が引いてあって、「条件付きコミットメント」云々のところの4行ぐらい上に、松本郁子さんの、「そうすると、融資要請を受けて、L/Aを結ぶまで約束は何もしていないということか」というご発言があって、その後に、私どもの前田が「そうだ。ごく一部、例外的に、法的な契約でない、政治的意図表明が行われる場合以外はそうだ」と言っております。冒頭、私が申し上げますように、今は、環境の審査をきちっとやるということになっておりますので、このような政治的意図表明というのは一切行っておりません。現状では、全く借入人に対しては意思の表明をしていない、お約束はしていない、いついかなる場合でも私どもは約束はしないという状況になっております。

そういう意味では、まずコメントの1点目としては、手続きとしては、環境の配慮につきまして私どもとしては最後の最後まできちっとご意見を承って審査をしていくところで、

若干手続きがこの手続きとは違う形になっているということでございます。

第2点目でございますが、今申し上げましたとおり、対外的には借入人に対しては一切約束をしていないという点でございます。そういう意味では、言葉としては「意思決定」という言葉になっておりますが、この環境ガイドラインに伴いまして今回ずっと議論をさせていただいている中における「意思決定」と少しニュアンスが違っておると思っております。実際に借入人に対して融資をすると約束するのは、契約調印まで全くしておりません。そういう意味では、その「意思決定」という言葉の使い方は、国金業務については違っているということをお伝えしたいと思います。

最後に、国金業務につきましては、これも産業界の方からご意見がありました。実は、私どもの国金業務のファイナンスの対象となる案件というのは、民間企業のプロジェクトですが、基本的には私どものファイナンスが唯一絶対のファイナンスにはなっておりません。実際のところは、私どもの融資がキャンセルされた場合には、別のECAであったり、他の民間銀行の融資というものが予定されているプロジェクトばかりでございます。そういう意味におきましては、融資決定前の段階において私どもが関与するということについては、レバレッジに関しては非常に弱い立場かと思っております。ただ、一方で、環境ガイドラインを制定しておりますので、新しい環境ガイドラインの下で皆様のご意見をうかがっていくということについては、ガイドラインで示されているとおりでございます。

また、先ほども申し上げましたとおり、環境のリスクという点につきましては、今は非常に大きなリスクファクターになっておりますので、その点については従来以上に慎重な審査をしているということについてもご理解いただければと思います。以上でございます。

(矢島次長)

ご意見、あるいは、かなり複雑な手続きの話をしておりますので、ご不明な点がございましたら、ご意見をいただければと思います。

(メコンウォッチ松本氏)

ありがとうございます。3点のうち、まず2点目、3点目から行きたいのですが、約束をしていないという意味から行けば、それは円借款も同じだと、政府報告の時点ではなんら約束をしていないと思っておりますので、それはあまり理由にならないのではないかと考えてます。3点目について、融資決定前のレバレッジは少ないということですが、融資決定前は、まさに融資するかどうかという判断、しかもそれがJBI Cのガイドラインに基づいてJBI C自身がちゃんとそれを遵守しているかどうかということを見るのである。融資する相手に対して何かをさせるというレバレッジを期待しているというよりは、むしろここはJBI Cがちゃんとガイドラインに従って審査をしているかどうかという、JBI Cのほうを審査するのであって、レバレッジをどうのこうのという段階にないのではないかと思います。融資前のレバレッジについてはもともと期待をしているわけではなく、そこはJBI Cがガイドラインに沿って遵守しているかどうかを見るということだと思っておりますので、3番目も、私は理由としてはあまり理解できないと思っております。

唯一あるとすれば、おそらく1点目のところかと思うのです。これについては、もう一歩突っ込んで、私もすべてでこの2回の役員会が開かれていると理解しているわけではなく、2回ないものがあるということは分かったうえでの提示。やはりなんらかの条件交渉に入る前にJBI Cとしての環境社会配慮の審査、環境審査は行っているのではないかと。つまり、いただいた紙で言えば、JBI Cとしての評価、「本行としての評価」は行われているのではないかと。というのが、私の最大のポイントであります。そういう意味から行くと、条件交渉に入る段階で評価が行われているかどうかという点について、もう一度、藤田課長からお話をうかがえるとありがたいと思います。

(矢島次長)

まず、ODAのところですか、ODAのほうも、意思決定に続く調印行為というのがなされてないという意味では、まさにおっしゃるとおりで、だからこそこれまでずっと「契約調印後だ」という話だったと思うのです。きっと、ODAの場合には他の事情があって、あるいは、この場での議論を踏まえながら、JBIIC側として考えを少しずつ変えてきていると思うのです。そのところはもう少し、何もなされていないということでは必ずしもないと思うのですが、それがゆえに、先ほど松本さんもおっしゃったように、非常に分かりにくい表現になっているところだと思いますので、そのへんを踏まえて、突っ込んでお話しただいたほうがいかにも分かりません。

(入柿課長)

それでは、その点をご説明します。円借款の場合は、先ほども申しましたが、本行の決定に先立って政府による決定がございます。法的にどうかという話はいろいろとあろうかと思いますが、基本的に政府のほうでE/Nを結ぶということもございまして、その前の意図表明がございます。したがって、その時点で、借入人に対して正式に、基本的に日本政府として了承するという決定を伝えることとなります。そこをこの時点で書くことも一つの考え方かとは思いますが、そこは本行の行為ではないものですから、この異議申立を受け付ける時点として第三者の決定というものを入れるというのはなかなかないだろうということでございます。そうであれば、本行の行為で政府決定に至るところを異議申立の受付時点にするというのが適当かと考えたということでございます。したがって、ここで、「わが国政府の手続きを経る円借款業務については本行が案件に関する本行としての評価を示したとき」と。ここは、政府に示したときということでございます。この評価を受けて政府が決定するという手続きが間に入るということでございます。したがって、基本的には国金業務のほうで、先ほど申し上げた点と実際齟齬はないのでございますが、第三者が入ることによって若干書きぶりが複雑になってきているということでございます。

(矢島次長)

それでは、2点目をお願いします。

(藤田課長)

先ほどのご質問の点と、若干のコメントをお伝えしたいと思います。まずご質問いただきました、私どもの国金業務についての環境の審査の結果はどの時点で決まるのかということです。この点については、そういう意味では、条件が、要は役員会が2回か1回かは別にして、ある程度、役員会を開くときにはこういう方針でということはあるかと思います。ただ、融資契約を調印するまでの間は、ここはオープンということでございます。私どもとしては、今の時点では、この新しい環境ガイドラインに基づいて、いついかなる場合でも投融資部門は真摯に意見をうかがうということになっております。ここは、最終的にカテゴリー分類を公表したうえでご意見をうかがうというプロセスを経ておりますので、基本的には契約調印までは最終的には決まっていないということだろうと思っております。

ただ、審査部といいますか、環境審査のほうである一定の見解というのは、確かに契約調印前には出てます。そこは、対外的に環境審査が審査の結果を決めたというわけではありません。ある一定の見解は有しつつもご意見は最終段階まで承るということでございます。

あと、コメントでいただきました、意思決定ではないという点については、入柿課長がご説明させていただいたとおりでございます。

私どもの環境審査の遵守・不遵守について、事前に異議申立ということにつきましては、前から申し上げておりますとおり、私どもが今回の改訂案の中で示させていただいておりますように、異議申立と同等な形で私どもは対外的にご意見をうかがって、それを環境審査役が中身を見る、そのうえで投融資部門にその内容を伝えて、結果について、申立をした人にフィードバックするという形になっております。このところの考え方は、基本的には、民間のプロジ

ェクトの場合にはこの異議申立のプロセスが入ることにより、場合によってはいつでもキャンセルをされてしまうというところについて、われわれとしては一定の配慮をする必要があるということを考えてのものでございます。

( 発言者 A )

異議申立についての考え方で、先ほどメコンウォッチの松本さんのほうから、こういう感じに従ってというお話があったのですが、私どものほうは、環境ガイドラインの不遵守に基づく異議申立制度ということで、基本的には、ガイドラインに不遵守があり、かつ被害の恐れがあるという2条件の場合にこれが発動されるということであります。その前提として、J B I Cがおカネを貸すという行為が確定していて、初めて成り立つ。J B I Cがおカネを貸すことになっていない場合で恐れがあるという場合については、これは一般的な恐れということになりますので、それはJ B I C以外のところ、実施主体者に話をするとか、当該国政府に話をすることになります。したがって、発動要件としては、J B I Cがおカネを貸すということが確定しており、ガイドラインに不遵守があり、かつ被害の恐れがある場合について、この異議申立制度に行くという理解をしております。

その観点に立った場合に、O O F、通常の融資業務の場合につきましては、J B I Cの融資行為が確定する、必ず貸すということを確認するのは、融資契約調印後でないと確定しないのではないかとということで、通常のものにつきましても、「融資契約を調印した後」というのが基本ベースであろうかと思っております。

ただし、O D Aにつきましては、政府が決定をするという行為があるので、ある程度さかのぼることが可能になるのかもしれないとJ B I Cが考えてこういう修正案を示したものと理解をしております。「本行としての評価を示したとき」ということについて、評価が前向きであればこれは必ずO D Aとして貸す形になっていくというものにすれば、ここは基本原則が守られていると考えます。そういうことなのかなということであります。

貸す以前に、貸す行為がないのに恐れが起きて、実施主体者とかに「恐れがある」と言っても、実施主体者としてはピンとこないのではないかとこの気もいたしております。

いずれにしても、O D Aにつきましては、融資するという行為が確定するというのでどこまでさかのぼれるのかということで、例外的にO D Aについては検討をJ B I Cのほうとしてはしていきたいというふうに、この修正案では理解しております。O O Fにつきましては、基本的に融資の契約行為が確定するのは、従来どおり、この契約を調印して初めて確定するという理解をしておりますので、O O Fの分についてはこの書き方で行かざるを得ないのではないかとこのことを意見として述べさせていただきます。以上であります。

( F O E 松本氏 )

藤田さんのご説明ではよく分からなかったところがありまして、私たちは納得いかないのので、改めて質問させていただきたいのです。確かに、O D Aのほうでも、必ずしも事前通報を政府のほうに出したときにすべてのことが決まっているわけではなくて、場合によっては、事前通報をやっている、その契約が最終的にダメになってしまう場合もあるわけですが、実際には、そういうことを考えますと、国金業務のほうのある程度の、一定の、先ほど、環境審査の結果が出ているとおっしゃいましたが、やはりこの時点が異議申立を受け付けるタイミングではないかと私たちは思っています。

ギリギリまで外から出された意見を聞いていきますとおっしゃって、それは確かに私も新しい環境ガイドラインの考え方だと思うのです。最終的には、そういった環境の手続きあるいは対策など、必要なものはモニタリング等も含めて契約の中にきちんと盛り込んでいくということはまたこれ環境ガイドラインの中で定められていることでもありますから、契約の交渉が始まる前にある程度、どういうリスクがあるのか、どういうものを交渉の中で盛り込んでいく必要があるのかということは、先ほどお話いただいたように、ある一定の期間で結果は出されていると思うのです。



ですから、その時点で受け付けて、これまで議論してきたように、その中で出された意見がそのまま反映されますよということであれば、その異議申立はその後、調査に進まなくていいと思うのです。その異議申立がそれ以上進まなくていい。ただ、どうしても出された意見がJ B I Cのほうで反映できないという場合は、そこで意見の対立が起こっているわけですから、どうしようかということで、第三者の調査や勧告が出てくるというのが、この異議申立制度の新しい機能だと思っております。

今の藤田さんのご説明をお聞きしていると、審査の結果が、一定の見解が出た時点、その時点で暫定的にという形で受付をして、その後、受け付けをした内容がうまく投融資部門のほうに伝わって、それで改善が進めば、それはそれで私はいいと思っております。それで改善が進まなかった場合に、あるいは、見解がどうしてもJ B I Cのほうと違った場合に、第三者の意見をもって、きちんとガイドラインに沿った手続きをやっているかどうかを見てもらう、そういう手続きではないかと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

(矢島次長)

まず一つ、これまでずっと議論をなされているところでありますが、これは、異議申立の、かなり同床異夢になっているというか、定義の問題はあるでしょうが、異議申立自体はきわめてリーガルチームでございます。そういう意味では、行為が行われた後に異議を申し立てるのが筋である。そこからしますと、異議申立の制度はその事前段階のある程度の心証を得たところから認めるべきだというのは、枠組みとして全然違うのではないかと。むしろ、セカンドパラグラフにある「それまで、双方向でどういう対話をしていくのか」というところに着目してご意見を賜ったほうがいいのではないかと、まずこれは議長役として思います。

それ以外に、手続きのところでも若干分からないところ、ご不明な点があるので理解しにくい点もあるのだらうと思うのです。この中に、手続きに出ております、あるいは議事録の中にあります、「条件付きの」というのがございます。これは、そのために役員会を開く開かないは別にいたしまして、条件付き、条件を付けながら金融条件を提示するというのは実務上よくある話でございます。これは、特に民間プロジェクトの場合を想定していただくと、ファイナンスの条件を持って競合先との厳しい競争に入っていくという段階では、かなり早い段階で条件付きの金融条件を提示していくというのがございます。その場合には、「こういう条件ではあるが、これは何ヵ月有効です」とか、実際に貸付契約を調印する前にはこういうことをクリアしなければいけないというのが定められておまして、それがゆえに「条件付き」ということです。その中の1項目に、非常に重要な項目として環境配慮が掲げられていると思います。このへんは、何か補足するところがあったら、J B I Cに説明をお願いします。

(藤田課長)

松本さんからおっしゃられたO D Aの事前通報なりのプロセスのところですが、私のほうからは、意見というよりもファクトだけ申し上げたいと思っております。事前通報も、O D Aの場合にはいろいろなパターンがあるとは思いますが。私もあまり詳しくはないので論評はしませんが。国際金融等業務におきましては、借入人に対して何か条件を通知するということにはファームなものは一切ございません。基本的には、今、矢島が申し上げましたとおり、条件付きになっております。特に、繰り返すようですが、この環境ガイドラインを制定して、10月を超えて、今この時点におきましては、私どもは、もう何回も申し上げて恐縮ですが、環境リスクについては、非常に大きなリスクということで、この点については、対外的に何か条件を付けるときに、O Kだとか、これでもういいのだとかということは一切言わないことになっております。基本的には、環境の審査については最後の最後までいろいろなステイクホルダーの方のご意見をうかがうということにしております。これは先ほど申し上げたとおりでございます。

ただ、F O Eの松本さんがおっしゃったこととメコンウォッチの松本さんがおっしゃったことで、若干、私が事実としてどうかと思うところを申し上げます。基本的には、私どもの環境の審査がきちとなされているかどうかという部分の問題と、F O Eの松本さん

がおっしゃられた、貸付契約の条件に反映できていない云々といったところは、若干違っているとあります。まさに、貸付契約の条件にいろいろなことを反映させるということについては、いくら役員会が2回開かれようと、契約調印までの間はいつも変わり得るということになっております。そういう意味におきましては、私どもは、ここの条件に反映されるかどうかといったことについては従来にも増して細心の注意を払っているところでございます。基本的には、ここの契約が調印できるまでの間は、いつでもいかなる場合でも条件やその他の内容については変えるということをお互いに伝えていくということでございます。その点については、今の新しい環境ガイドラインの下においての私どもの立場をご理解いただければと思います。

(山田課長)

FOEの松本さんから、事前通報されたものは円借款でも変わる可能性があるのではないかというご指摘がございましたが、事前通報は、先ほど言われてますように、いろいろな形がございます。ただ、普通であれば、外交ルートで、途上国に駐在している日本大使からしかるべく途上国の政府の方に、もしくは途上国の高官がいらしたときに日本のしかるべき政府のレベルで、口頭で金額と案件名が言われる。その後の交換公文は、閣議決定をいたします、案件名、金額、条件が閣議決定を経て文書の形で交換されます。したがって、ODAにおきましては、基本的に交換公文をもって、案件の中身、金額、条件が文書の形で交換されますので、これをもって国際約束だと思っております。これは事実関係ですが、その後、日本側の事情で変わるということはほとんどないということでございます。

したがって、先ほど来言ってますように、事前通報、交換公文というのが実質的な意思決定になるわけですが、ここはあくまで政府の行為ですので、私どもとしてメルクマールにするには、これはJ B I Cのガイドラインということで、その一つ前ということで、政府への報告をもってするというようにしております。したがって、事実関係だけですが、事前通報、それから、交換公文されたものは、かなりファームなものだということでございます。

(矢島次長)

受付開始前の手続きの明確化のところは、前に原科先生も非常に重要な点だとおっしゃられました。先ほどお話ししたように、こういう点も確保してJ B I C側としては開始時期をODAについて少し前倒しにしているということと、あと、開始時期の前の投融資部門との関係のルールの明確化ということも併せてやって、二つで制度の透明性を図ろうとしているのだと思います。特に開始前のところをもう一度ご説明いただいたほうがいいのかと思います。

(入柿課長)

それでは、開始前の点についてご説明します。3ページのいちばん上のほうの第2段落のところでございます。受付の開始時点以前に外部から環境担当審査役に意見が示されたような場合は、異議申立の要件に合っようが合っまいが、必要に応じて投融資の担当部署に移送する。基本的に全件パススルーするということでございます。さらに環境担当審査役のほうからは投融資担当部署に対して、この意見に対して適切に対応するよう依頼するとともに、総裁にも報告するというところがございますので、こうした意見があったことは常に、最終的な意思決定者でございます総裁の耳にもしっかり入れるということでございます。したがって、実際の意思決定にあたって、総裁はこの意見がどのように反映されたのかということを確認することになるということでございます。

こうした移送が行われた場合に、投融資の担当部署は、このガイドラインに則って誠実に対応するということが当然のことでございますが、プロジェクト実施主体に対してもこうした意見をしっかりと伝えるということでございます。

さらに、これだけではございませんで、今回付け加えましたのは、環境担当審査役が投融資担当部署から対応結果の報告を受けるというところがございます。環境担当審査役のほうに意見が来た場合には、投融資担当部署に投げて、それから、その対応結果の報告をちゃんと

受けます。さらに、必要に応じてこれを意見表明者に伝えるなどの対応を取ることによってご  
ざいます。この受付開始時点以前に来た意見に対しましても、環境担当審査役が直接審査する  
わけではございませんが、環境担当審査役の関与を受けつつ行内でしっかりと処理をするとい  
う体制を取っております。これと受付開始以降の異議申立手続きと併せて制度の透明化を図っ  
ておるとのことでございます。

( O D A ウォッチャーズ坂元氏 )

かなり論点というか、考え方、構造が絞られてきていると思うのですが、簡単に構造だけ、  
私が考えていることを述べさせていただきたいと思うのです。今度改訂された、いわゆる円借  
款のほうですが、これは、本行の意思決定をわが国政府に示す段階とおっしゃられたと思うの  
です。だから、構造的に相手方に示している。国金業務については、プリマチュアといいま  
すか、まだ外には出てないのですね。だから、入柿さんがおられるので言うわけではないが、熟  
柿になっている段階であって、それが落ちていないというところの構造は、客観的に違いがあ  
る。あとは、考え方として、J B I Cさんのほうにどこまで事前に手を差し伸べてもらえるか  
どうかということにかかっているのではないかと。そういう意味で議論したほうが分かりや  
すいのではないかとこの点だけ述べさせていただきます。

( F O E 松本氏 )

先ほどの藤田さんのお話の中で、私の説明がきちんと伝わってなかったようなので、もう一  
度お話ししたいのです。環境の条件を契約に盛り込んでいくということに関しては、おそらくギ  
リギリまでかかることだと思いますので、その時点で遵守している・不遵守しているというこ  
とは判断できない。ただ、先ほどおっしゃっていただいたように、手続きに関しては、新しい  
ガイドラインの中ではかなり早い時点からプロジェクトについての情報をオープンにされて、  
おそらく基本的な懸念というのはその時点で出てくるのだと思うのです。そういった意見も踏  
まえて一とおり審査をされるのだと思うのです。そういった審査の結果の中に、環境審査の手  
続きの中で環境ガイドラインについての不遵守の部分があった場合というのは、明らかに、終  
わった時点で、いったん環境の審査の結果は出ているわけですから、その時点で遵守・不遵守  
の判断をすることがJ B I Cだけに任されてしまって、その後、契約に行くというのは、ガイ  
ドラインの遵守を確保していくうえでは機能として欠け落ちた形になってしまうのではない  
でしょうか。

( 発言者 B )

民間プロジェクトの場合は、融資内諾後にファイナンスクローズまで、解除になる可能性が  
あると思っています。それで、申立段階で、申立の事実自体がはっきりしない状況にもかかわ  
らず、J B I Cのほうで貸し出すか貸し出さないか確定していない状況で、異議申立が開始さ  
れると、例えば、現地でかかる手続きの関与を嫌ったり、契約を取り消されるという事態も考  
えられますので、そういった契約への影響も大きい、民間にとって多大な影響があるというこ  
とについて配慮いただきたいと思います。

( 藤田課長 )

先ほどの松本さんのコメントにまたコメントさせていただければと思っております。私が申  
上げた国金等業務における環境審査というのは、確かにある時点である一定の審査を行っ  
ております。ただし、その時点でそれがファイナルではないということはここで改めて確認さ  
せていただきたいと思います。基本的には、役員会なりをする時点までにある一定の見解は出  
ておりますが、その後、交渉はあるわけです。その交渉の中で、環境のファクターにつきまし  
ては、先ほどから申し上げているとおり、常に新しく情報なり事実関係が確認できれば、内容  
は当然アップトゥデートでリバイズされていくものでございます。その内容について、最終的  
に、また日本語での解釈の問題になるかもしれませんが、それが正式に終わった時点というの

は、基本的に環境審査の内容が確定したという時点は、私どもは、国金業務については、契約を調印した時点ということになります。調印してなければ、前の日であっても、ご意見をうかがえば、内容によっては契約の調印は当然ストップして延ばすということも、今も行っております。その意味においては、最終的に確定するというのは貸付契約を調印する時点ということになります。

そうなった場合に、私どもの審査の手続きの遵守・不遵守、特に不遵守という問題については、これも「不遵守」ということをおっしゃっていただいているのですが、ファクトとして、どういう内容が特に不遵守ということになるのか。基本的には、私どもとしては、非常にプリマチュアな審査であるとか、すべての情報をきちっと分析していないとかということでの不遵守といえますか、審査の内容についての不遵守ということになるとは思いますが、何回も繰り返して恐縮ですが、その点については、最後の最後までご意見を承る、かつ、今回のこの提案の内容は、相当程度環境審査役の方も関与したうえで、事前にルールを定めて、内容については環境審査役も把握したうえで投融資担当部門に移送する。これは、今までの形で投融資担当部門の人が現地の人とお会いするというようなことではなくて、環境審査役を関与させている。かつ、その結果のフィードバックについても環境審査役に関与していただくということです。そこは、ルールを定め透明性を高めているというところで、ご理解いただけるのではないかと考えているわけです。

ですから、実際の問題点が、これで確認できない部分というのはいったいどういうものになるのか、もし分かれば教えていただければと思います。

(メコンウォッチ松本氏)

今の藤田さんの話とも関係しますが、むしろ先ほどの話と関連付けて、私は、最初に申し上げたとおり、国内の行政救済制度を完全にこれに準用できるとは全く思っていない。例えば、では、執行停止はどうなるのですか、審査請求はできるのですか、上級官庁に対してそういう制度があるのかというふうの一つずつ詰めていけば、全く国内の行政救済制度とは似て異なるものだと言える部分は多くあるわけです。したがって、そこで一種紋切り型のように、矢島議長のほうから、異議申立というのはリーガルタームであると、つまり、処分庁に対する異議というものを、行政法上、異議申立と言っているのでしょうか、そういうリーガルタームであると片付けてしまうのは、今ここで議論していることそのものをディスカレッジするという気が私はしています。つまり、前提としては行政救済制度とはこれは違うのだということを私は強調したいと思います。

そのうえで、「意思決定」が「融資を決めるということである」ということに対しても、私は違うのではないかと。今われわれが議論しているところでは、それが一種の論点なのです。影響を受けるであろうですね、「事前」ですから。影響を受けるであろう住民たちが、「こうこうこういう理由で自分たちは影響を受けるであろう。しかも、それは、JBICのガイドラインに照らすとこの部分が不十分だからである」と言うわけです。それに対して、JBICはなんらかの答えを返すわけです。「いやいや、われわれは十分だと思っています」となったときに、初めて要件上異議申立が成り立つわけです。つまり、「おっしゃるとおりです。われわれはもう一度、では、手続きを見直します」と言っている間は、異議申立の要件になっていないわけです。JBICが対応しますから。それに対して、JBICが対応しなくなったとき、「いや、おっしゃることはもう何度も聞きました。われわれはやっているつもりです」と、しかし、住民側が「それは全然不十分じゃないですか」と言っているときに、初めてそれは異議申立の要件を満たすわけです。今、役員会の前の日までとおっしゃっていますが、最終的に折り合いがつかないことは絶対あるわけです。そのときに、折り合いがつかないところに、根拠として第三者がなるほどと思うような論点が隠されているのであれば、私は、この仮称の「環境担当審査役」という人がそこに実質的調査なりをするという介在の仕方があるべきだと思います。

一つ、今、私が思っているのは、この意思決定というのは、融資をするかどうかの意思決定

ではなくて、住民側の異議、特に、ガイドラインを守っていないのではないかと、そして、自分たちが受けるであろう影響とその関連に対する異議に対して、「JBICとして、「それはもう解決済みです」というある種の「意思」を住民側、申立者側にしたときに、私たちは、それはもう意思が決まったのだと思っているわけです。つまり、融資を決定したかどうかの意思ではなくて、論点となっているポイントに対してJBICとして申立者とは違う判断をした、それを明確にしているという段階が、私たちにとっては意思決定だと思っているわけです。

したがって、藤田課長が何度も、ギリギリまで考慮しますと言っていますが、しかしながら、それで解決するものもあれば解決しないものもあるはずなのです、事前の段階で。それはやはり異議申立の対象になるのではないかと。では、それをどうすくい上げるのかというのは、技術的なことなので、もし、そこに合意できるのであれば、具体的な方法は今からまた議論ができると思います。その前提に対してもし異論があるのでは、具体的な、では、どうすればそれができるのだという話にはならないと思います。私はそういう見解を持っています。

(矢島次長)

まず、私に対する質問も入っていたと思いますのでお答えします。確かに行政救済法の体系とは、それを倣ってはおりますが、根本的に違うところがあります。なぜかといいますと、JBICは公権力を行使する機関ではございませんし、JBICがプロジェクトを実施するわけではありません。他国から資金を供与するレンダーであるということです。行政救済法をご存じだと思いますが、公権力を行使して、それに対する救済でございますので、もともと全然違うということです。そういう意味では、住民が意見を言われて、それと意見が合わないところで異議申立ができるというのは、そのサイトのある途上国政府に対してなすのが一義的な話だということであろうと思います。

本件の構成は、あくまでガイドラインの遵守・不遵守、JBICが決定し、それを行使した段階で、それに対して遵守・不遵守が問われるということで、行政救済法の体系を準用しながらこの制度が作られているということです。おっしゃるように、全く同じものではないというのは事実ですが、むしろJBICは、行政救済というような、あるいは異議申立を受けるといような大仰な組織では実はないのだろうと思っております。プロジェクトを実施するのはあくまで途上国政府でございますし、相手国の政府の実施主体であって、JBICはそれにファイナンスをするということであります。ただ、これまでの議論ではないですが、そうは言っても、なかなかこれまでの例を見ますと、プロジェクト実施主体の経済的な合理性もございまして、必ずしも環境配慮が行き届かないのではないかと、というところから、レンダーとしてどこまでできるのかということでここまで積み上げてきて、異議申立まで作りましょうというお話ですので、そういう全体像をご覧になっていただいてご議論いただきたいというのが、まず、私からの回答でございます。

もう1点は、JBICに説明をお願いします。

(藤田課長)

松本さんがおっしゃった、折り合いがつかないときからというご指摘ですが、実際問題、折り合いがつかないということは、確かにないとは言わないです。たぶんあるのではないかと。あまりあってはいけないことですが、折り合いがつかないときにどのように考えていくのかというところだろうと思います。ここで議論させていただいているのは、基本的には、新しい環境ガイドラインに基づいてどういう審査をしていくのかということでございます。折り合いがつかないことをおっしゃっておられるのですが、基本的には、今の環境ガイドラインで、スクリーニングを、カテゴリー分類をして、カテゴリーAに属するものについては、そのプロジェクト実施主体なりが行っているEIAをきちっと現地のステイクホルダーと協議し、かつ、現地でも公開するということが定められておるわけでございます。そういう意味では、新しい環境ガイドラインの中身については、非常にトランスペアレントな形でルールが定まっているということです。このルールに基づいて審査がなされているか、なされていないかという点に

ついて折り合いがつかないということについては、私は客観的に、事実関係として、本当にそういうことがあるのかどうかと。過去の不幸な案件というのはあったのかもしれないのですが、今後の新しいガイドラインに基づいての環境審査という中においては、折り合いがつかないということは、なかなか分かりにくいと思っております。

本異議申立手続の趣旨は、当事者間で折り合いがつかないというよりも、先ほどおっしゃっていただいた、私どもの審査が環境ガイドラインに基づいた形でなされているのかなされていないのかということだろうと思えます。その点については、途中段階でなされてないと言われたときには、なされるようにするということであって、基本的には、言い方は違うかもしれませんが、契約を調印しないと、私どもは、最終的には、手続きに基づいた審査をちゃんとやっているかやっていないかというのは確定していないのではないかと考えております。

( F O E 松本氏 )

関連してですが、まさに、具体的にとおっしゃったので、具体的なものを一つご紹介しようかと思うのです。ガイドラインの中に、これは事業者に求められる環境配慮ですが、ここに、「プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合は、先住民族に関する国際的な宣言や条約の考え方に沿って、土地および資源に関する先住民族の諸権利が尊重されるとともに、十分な情報に基づいて先住民族の合意が得られるように努めなければならない」と書かれてあります。例えば、J B I C 側が「合意が得られるように努めてます」とおっしゃった、先住民族の側は「そのような努力がなされていない」とおっしゃった場合、これは折り合いがつかないこと、ありませんか。

( 藤田課長 )

基本的には過去のものには横に置いておいて、新しい案件、新しいプロジェクトについて申し上げれば、こちらに記載されているように、「十分な情報に基づいて先住民族の合意が得られるように努める」ということになっておりますので、われわれとしては、きちっと合意が得られるということが確認できなければ、そこは環境の審査が終わったことにはならないと認識しております。そこは、100人住民がいて、100人全員にお会いしましたかということと、70何人とか、全員ではないが、皆さんのだいたい意向は分かったうえでということで、若干の濃淡は場合によってはあるかもしれませんが、基本的には、対外的にご意見を承ったときに、「努力が不十分だ」ということであれば、そこは不十分だということになるわけで、われわれとしては審査を続行することになると認識しています。

( 入柿課長 )

追加説明ですが、基本的に、このところも、まず途上国がやって、それを確認するというのが構造でございます。今回の受付開始時点以前の意見のとりえ方については、折り合いがつかないといいますが、違う意見の方がいらっしゃるであろうことはそのとおりであろうと思えます。ここでの構造は、そういった意見については投融資担当部署に移送されて、同時に総裁に報告されるということになっていきます。したがって、投融資担当部署とそういった意見の方が折り合いがつかないという状況が仮にあるとして、その状況そのまま総裁に上がるわけです。そこで最終的に、J B I C 全体として、折り合いがつかないままこれで行くかどうかというのを決めることになるわけでございます。したがって、J B I C 全体としては、折り合いがつかない状況が確定するのは、まさにこの融資決定時点であると考えておるといってでございます。

( 東京工業大学原科氏 )

3回、結局出られなかったです、前回もその前もその前も。学内・・・(聴取不能)出られませんでした。4回前のときに提案したことを、事前の、今ちょうどご説明があったようなことですね、プロセスということで、できるだけ透明性の高い形でやられると。これは、参加の

5段階の議論で言うとレベル4というところで、意味ある参加ができるようにすると。フィードバックを十分行うのです。そのための条件は、一つは、第三者性の高い主体がこれを審査しなければいけないです。それから、透明性といいますが、情報公開がどうなっているか。そういう具体的なことがきちんと担保されないとレベル4の参加にならなくて、レベル3、形だけになってしまう恐れがある。それがたいへん私は心配なのです。

それほど深刻でないものに関しましては、そのへんはあまりきつく言わなくてもいいのでしょう。しかし、深刻な状況、今おっしゃっているような状況ですね、折り合いがつかないというような状況の場合には、異議申立を受け付けた後の手続きと同じ形のものをこの段階でもやるということがルール上決まっていれば、これは安心なのですが、そこまでやらないでしょう、今の考えだと。そこでたいへん心配です、私は。そのへんをきちっとしていただきたいと思います。

もう一つは、調印した後に異議申立を受け付けて、そして問題があったと。本当にこの契約が解除できるのか。現実的な問題としてたいへんに大きなコストがかかるので、難しいと思うのです。調印の翌日に異議申立があって、ダメになってどうなるのか。本当に止まるのかどうか。ところが、調印の前の日に異議申立を受け付けてちゃんとした手続きをやれば、これはリスクが全然違います。そのへんは、私は、本当に環境リスクで考えると、現実問題として起こり得ると思います。

調印ギリギリまでとおっしゃるように、調印の判を押すまで、サインするまで決まらないのはおっしゃるとおり、サインする直前の段階で異議申立を受け付けたいわけですから。それは意思決定は実質的に終わっているわけですから。そのぐらいのお考えで、とにかく調印という形の直前ギリギリでもいいから、異議申立を受け付けることは考えられないか。

私は海外出張で帰ってきたばかりで、またあさってから出かけますが、空港でファイナルコールというのがあります。ファイナルコールで、待つわけです。定刻が来ても。まだ何かある場合。だから、そういうファイナルコール的な発想で異議申立を受け付けるというのは、私は重要ではないかと思えます。

(矢島次長)

J B I C 側に説明してもらいたいと思うのですが、まずは、契約調印した後でプロジェクトを止める止めないのところ。これはローンアグリーメント上にどう記載されているかとかにもよると思いますが、その点が一つ。それから、今おっしゃった、調印した後に異議申立があって止まるというのは事実上難しいだろうというお話ですが、おっしゃられている話というのは、非常に大きな環境破壊があるにもかかわらず、それを無視してプロジェクトを進めるというような、かなり限界的なケースを想定されるのではないかと思うのです。先ほどの話ですと住民移転、それも非常に重要な問題ですが、全員が合意するまではすべきではないというご議論もあれば、若干の反対意見もある中での折り合いという議論もあるでしょうし、大規模な環境破壊につながるケースもあるのだらうと思うのです。そういう、特にすぐにでも止めなければいけないような大規模な環境破壊を想定した場合に貸付契約まであえて進むのかということまで含めて、その2点、説明をいただければと思います。

(入柿課長)

これは何度もご説明しておりますが、ローンアグリーメント自体については、新環境ガイドラインの下で、環境に重大な影響が生じる場合には止めるということについては、確約と申しますか、ガイドライン上かなり明確に書いてございます。したがって、かなり大規模な環境影響が起こって、レメディ不可能であるという場合には、これは当然止めることは十分可能です。

非常に限界的な事例だと確かに思われます。コストとおっしゃいましたが、そういった限界的な事例が事前に起こってきているような場合に、これをわれわれのほうでいろいろな利害関係等があって強行するというリスクを考えられておられるのかと思います。そういうリスクが一方

であって、もう一方で、融資契約調印前に受け付けることによって、これは何度も繰り返し民間の方から言われておりますとおり、申立の事実自体でかなり不利益を被る民間の主体者がいることも事実でございます。こちらのほうも大きなコストになるということでございます。こちらのほうは、内容にほぼかわらず大きな影響を受けるというもの。前者のほうは、非常に重大な問題等があって融資契約を取り消すという事態。非常に限界的なものだと思います。そちらのリスクをどういうふうに比較するかというところでございます。われわれのほうとしては、そのような限界的な事例については、当然のことながら、この第三者の異議申立を使う使わないにかかわらず、きわめて慎重に対応するつもりでございます。そのへんは信頼していただければと考えておるところでございます。

(東京工業大学原科氏)

今のご説明は、調印後であっても、このガイドラインに従って、十分合理的な判断といえますか、大規模な影響があるとか、そういうきちんとした理由があれば止めると。この止める場合の根拠は、調印の有無にはかわらないということだと思います。だとしますと、例えば、調印の直後に異議申立が、翌日あるいはその当日でもいいのですが、あった場合に、直前でも直後でもほんの時間的には数分の差かもしれないが、これは企業の方々には不利益を被らないわけですね。調印した後は、皆さんのお考えは。ということは、直前に、数分の差で異議申立をやっても、不利益は生じないと考えていいのではないですか。5分後だったら不利益は生じなくて5分前だったら生じるというのは、どうも理屈が合わないように思います。どういうふうになりますか。

(矢島次長)

まずは、今の説明を補足するような形になりますが、かなり大きな環境破壊が想定されるようなケース、むしろ限定的なケースだと思うのですが、そういう場合に、貸付契約書が調印されてすぐに異議申立で止まるということになる場合に、そもそも貸付契約の調印に至るのかどうかというところのお話でございます。異議申立の、契約調印の前の段階でも、意見をいただければ、それを審査役が移送して、総裁にも報告する、その報告も受けるという形になっておりますので、そういう状況を踏まえて、一方で、かなり大きな影響のあるプロジェクトを強行するということは、事前に審査役も内容について把握しているわけですし、なかなか難しいのではないかと。実態問題であります。

(東京工業大学原科氏)

おっしゃるとおりだと思います。しかし、異議申立を受け付ける段階では本当に止まるかどうか分からない。今みたいにはっきりしている場合はもちろんやらないでしょう。ただし、そうでない場合もあるわけです。その場合に、調印の5分後・5分前で、企業の側が異議申立があった事実だけで影響をたくさん受けるとおっしゃるのだったら、私は、ほとんど無差別だと思います。調印した後は、調印していればそれは非常に大きな一つのアクションですから、なかなかストップできないと普通は考えますが、そうではないとおっしゃったので。

(発言者C)

基本的に、J B I Cさんの案に賛成ですが、やはり融資決定後に不遵守・遵守というのは発生する。それ以前というのは、環境審査室という制度があるわけですから、それで十分対応できる。ある意味で、企業は悪みたいにならなくても守らないという感じで皆さんはおっしゃってありますが、今、企業が環境に配慮しないいろいろなことをすれば、社会的なダメージが大きいですから、まず普通の企業はそういうことは考えません。

もう一つは、融資決定前と融資決定後が大きく違うのは、実際にあるケースですが、お客さんのほうと契約書もまとめました、あとはサインするだけです。ところが、当事者ではなくて他のほうから、そのプロジェクトが新聞のほうに公表されたのです。そのために、そのプロ



プロジェクトはキャンセルになりました。お客さん方はそれだけ結構デリケートなのです。

もう一つ、同じように、結構海外のお客さんは、日本のメディアといったものをレポートさせているのです。ですから、自分たちに対して関係ある記事とか情報が本国のほうにレポートされると、日本企業のほうに、「これはどうしてこんなが出ているのだ」と。当事者が出したのではなくても、「おまえらが出したのだらう」という形でもって、説明を求められるのです。それだけ今、世界というのは小さくなっているし、厳しくなってます。

あと、もう一つは、お客さんにとっては、日本企業だけが相手ではないし、JBICさんだけが相手でもない。まず、ITBという入札仕様書に、プロジェクトに関して秘密を保持するという条文が入っているのです。ですから、極端な話を言うと、お客さんの許可を得ずにプロジェクトの情報が出るということは、お客さんにとって不利益だと。それは、日本企業をキャンセルする理由になってしまうのです。そういう状況に日本企業はありますので、融資決定後に異議申立というのは受付をするということをお願いしたい。

(東京工業大学原科氏)

私の主張があまり伝わってなかったようですが、少なくとも融資決定直後でも直前でもストップする条件は同じだとおっしゃったので、であれば、融資決定するしないということには無差別に皆さんはご心配になると思う、今のことだったら。つまり、異議申立が出たのだ、これは危ない、ということになってしまうでしょう。直前でも直後でも同じです、本当は。だけど、今おっしゃったのはそうではないとおっしゃってますよね。

(矢島次長)

これも実務のことなので、先生はどこまでご理解されているか分かりませんが、輸出入契約が調印されて、ファイナンスクローズはその後のケースが多いのですが、要は、ファイナンスのクローズが輸出入契約の発効の要件になっているのです。したがって、ファイナンスがクローズする前は、民間の方の輸出入契約はまだ発効していない。一番札ということで残ってらっしゃるのでしょうが、最終的にはまだ競合状況だという中で、民間の方のご懸念は訴権の濫用なのだろうと思うのです。その点に尽きるのだろうと思います。

あとは、皆さんご理解いただいていると思いますが、産業界の方が守らないということをお話されているのではなくて、当然にしてガイドラインは守っていただく。それはもう皆さんご理解をいただいたうえで、一方でご商売もあるというように、そのへんはご理解いただきたいと思います。

(発言者A)

したがって、繰り返しになりますが、OOFの世界は、濫用防止ということの懸念がありますので、その点からの配慮が絶対要ということでもあります。

もう一つ強調しておきたいのは、プロジェクトに関する融資で、申立人がいるから中止をするべきだ、あるいは、何か問題があるから融資を止めたほうがいいという議論があるのですが、基本的には、JBICの行う融資は、発展途上国のサステイナブル・デベロップメントに貢献するプロジェクトに対して融資をするわけであります。融資を受ける国の側も、いかに国の発展に貢献していくかということで、大半のその国の人々は賛成です。環境問題の改善とか、貧困の低減とか、経済条件の向上ということでやるわけでありますので、ほとんどのプロジェクトにつきましてはそういう前向きのメリットがあるということで進めていくものだということでもあります。したがって、一部に問題があるから融資をストップすればいいとか、そういう極端な意見にはならないのではないかとということであろうかと思っております。

一部、極端なプロジェクトはあり得るだろうという想定での議論ということは理解できるのですが、制度としては、そういう特別な状況を想定して制度を作るのではなくて、通常あり得るようなプロジェクトを想定して、そのうえで、最悪の場合はどうするかということで異議申立制度があるということかと思っております。

それから、地域住民に影響がある場合についてこれをどうするかということについては、融資がストップすればそれで済むのかというところがあるのかと思っております。ストップすべきだ、ストップすべきだと。では、ストップしてどうなるのだろうか。相手の国に対して、環境社会配慮がそれで済むのだろうか。全然済まないのではないか。日本からのプロジェクト、メリットが多くある要素についても、日本が貢献しない、かつ、地域住民のほうもなんら改善がなされずに終わる。ストップをかけた人が、「ストップをかけられた。私はやった」ということで自画自讃して評価して終わるということでは、木を見て森を見ずの議論になるのではないかという気がいたします。

誰かがウィンで大半はルーザーになるというシチュエーションがいいという形では決して思ってなくて、環境社会配慮を本当に改善したいならば、地域住民に対する環境社会配慮が全体として進むという行為に向かって動かなければ何も意味がない。したがって、環境社会配慮の審査役の機能があるわけですし、また、ここに、外務省の人、あるいは環境省の人もおられるわけでありまして、全体、プロジェクトで多くメリットがある、そして推進したいプロジェクトについて、いろいろな形で地域配慮が足りないというところに気がつくならば、それを日本としては是正すべく動くということのほうが妥当な線ではないかと。無償資金協力もあるわけでありまして、環境社会配慮についてプロジェクト推進上でその改善がぜひ必要ならば、それに対して無償資金のODA協力ができないのか、あるいは、NGOの方たちも、そういう面で介助に向けて何か協力できないのかという発想をして、全体メリットあるプロジェクトについては前向きに推進するという発想で、ぜひ、この制度の運用もお考えいただきたいと思っております。

以上です。

(発言者D)

一つ確認といえますか、先ほど原科先生がおっしゃったことで。基本的には、今回の異議申立制度によってJ B I Cの手続きのちゃんとやってなかったということに対して何かあったとしても、それで融資が止まることはないという前提だという話だと思うのです。そうではなくて、開発途上国側で大きな環境上の間違いとか、環境上の問題を起こした場合にJ B I Cは融資を止めることがあるということ、開発途上国側のデフォルトによって融資が止まるということだと思うのです。

あと、5分前・5分後の話では、先ほど議長もおっしゃいましたが、企業としては、本当に5分前、契約しない限りにおいては、その段階で、例えば、異議申立があつて、そこで延びるとかということがあったときには、別の競合が来て、「もう日本の企業はいいよ。どいてくれ」と言われて替わることもあるわけです。そういう事態が困るから、基本的には、調印されない限りにおいては問題はあるわけです。本当にその異議申立の内容が環境に重大な影響を与えるようなものであれば、それはそれで企業としては5分前でも知ったほうが良いとは思いますが、そうではないものもあり得るということがいちばん懸念されていることなのです。異議申立がちゃんとしたものであればいいのですが、はっきりしない段階のものをもって、そこでプロジェクトが遅れることによって競争状況が阻害されるということに対して非常に懸念を持っているということなのです。これはぜひ、L/Aの調印というのを、OOFの場合は守ってというか、そういう方向でやっていただきたいと考えているのです。

(FOE松本氏)

議論を元に戻したいのですが、先ほど来、新しいガイドラインができれば今までのような問題が起こることはありませんとお話いただいて、非常に心強く思っております。がんばっていただきたいと思っているのです。私たちもすべてのプロジェクトで問題が起こると思ってないです。本当に事前に異議申立を行わざるを得ないような状況というのは、世界銀行でも8年間で3件しか起こっていないわけですし、本当にそんなに通常起こることではないですし、起こるべきではないことだと私たちも思っています。

それでも実際起こってきているという事実で、先ほど来ご紹介させていただきましたように、このガイドラインの中では非常にあいまいな表現が多くなっています。別のところでご紹介しますと、「非自発的住民移転に関しては、この非自発的住民移転および生計手段の喪失にかかわる対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティの適切な参加が促進されてなければいけない」。どれが適切なのかは非常に議論が起こるところだと思うのです。先ほど藤田課長が、その事実確認がされれば、内容次第で意見を承りますとおっしゃったのですが、その意見を取り入れるかどうかは、J B I C自身がすべて判断することになっているわけです。ですから、そこを受け入れるかどうかはJ B I Cの判断だけでいいのかどうか。その手続きが環境配慮ガイドラインに則って行われているものかどうか。必要がある場合には、どうしてもJ B I Cが、申し入れた意見に対してそれは取り入れられないということがある場合には、第三者の調査をしていただきたい。そうでなければ、第三者性、透明性は確保できないのではないかと。意見を聞くことは第三者性があると矢島さんはご説明されてましたが、その意見を本当に取り入れるかどうか、どうしても取り入れられないというのであればなぜなのか、本当にそれを取り入れないでいいのかどうか、それでガイドラインを遵守していると言えるのかどうか。本当にしょっちゅう起こる問題ではないと思いますが、この事前の受付というのは、そういった非常にレアなケースの場合に必要なではないかと思っております。

例えば、もう少し具体的な事例で言いますと、カテゴリー分類について意見が分かれた場合です。これは世界銀行の西部の貧困削減プロジェクトで起こったケースですが、世界銀行側はカテゴリーBであると、ところが、NGOの側はカテゴリーAではないかと。これに関してはその後の手続きすべてにかかわる問題ですが、これについて最終的に意見が食い違った場合に、第三者のやはり意見を聞かないと判断つかなくなってしまうのではないかと思います。いかがでしょうか。

(矢島次長)

まず、この場で何度もJ B I C側から説明がありましたのでよくご理解いただいていると思いますが、融資の決定は総裁がいたしますので、それを、どういう意見を聞くかということですが、まず、そこはご理解いただきたいと思っております。

(藤田課長)

まず、松本さんがおっしゃった件については、基本的には、私ども国際協力銀行の職員、これは環境室、投融資部門を含めての職員の、環境ガイドラインに定められた手続きをきちんと行っていない、不遵守であるということについての異議申立が必要ではないかと認識しております。

この点については、他方、民間の企業の方は、私どもの銀行の職員の審査の手続きが不十分であったと、不遵守であったということに伴って、影響が生じるのは如何なものかと言われている。つまり、O O Fの国際金融等業務のプロジェクトにつきましては、基本的には私どもの貸付契約だけですべてが成り立っているわけではございません。例えば、輸出契約、日本からのプラント輸出の契約は、先ほど矢島も申し上げましたとおり、われわれの貸付契約が調印されないとエフェクティブにならない、発効しない。すべての契約についてそのような設計になっております。一方で、投資プロジェクトのような場合には、合併契約であったり、権益取得であったりということで、この場合の契約の発効も、私どものファイナンスの契約が調印されるというのが条件になっております。そういう意味では、私どもの契約が調印されないと、民間のプロジェクトの各種契約はエフェクティブにならない。例えば、いい例としては、最近の『ビッグコミック』の「ゴルゴ13」に出てます。ある国の地下鉄について、某商社が契約したものの、キャンセルされて、他社に横取りされたという話でしたが、この中に、私どもの名前はまだ出てませんが、私どものファイナンスなりが、ローンアグリーメント、貸付契約が調印されない段階においては、輸出契約が調印されていてもすぐキャンセルをされるといういい例だと思います。このように、私どもの貸付契約が調印されない段階では、いついかなる場合で

も民間企業の取引はキャンセルされてしまう。先ほどファイナンスクローズと言っていますが、5分前であろうとなかろうと、契約の調印が、ビジネス実施上非常に重要であるということになります。

そういう意味では、民間企業の方がおっしゃっておられる懸念というのは、契約が調印される前に異議申立は、これは濫用防止でもずいぶん議論があったと認識しておりますが、基本的には申立自身はこれを受理することは妨げていない設計になっておりますので、異議申立を何件か受け付けているという事実だけで、私どものローンアグリーメント、貸付契約調印前に、スポンサーサイドであったり、途上国側のパイヤーのほうから、「これは非常に手続きが複雑になっているので、日本の企業は、契約は調印したけれどもキャンセルさせていただきたい」と言われるのではないかという懸念を抱いているのではないかということだろうと思います。

そういう意味では、私どもの国際銀の職員の環境審査の不遵守、コンプライアンスの違反の部分が、実体経済といえますか、実体のビジネスに影響を与えるということについて、そこをどう考えますかということだろうと思っております。先ほど来申し上げてますように、私どもの審査が不十分であるというところについては、真摯に最終段階までご意見を承る、かつ、異議申立と同じような形で、コンプライアンス違反の部分は環境審査役の方に関与していただくということで今回設計している。民間の企業の方のご懸念と、おっしゃっておられる私どもの銀行の職員の審査が不十分であるといったところをうまくつなぐ形でこのようなシステムを考えたということをご理解いただければと思います。

(発言者E)

今の藤田さんのご説明はそのとおりだと思うのですが、OOF、コマーシャルベースで動いている案件についてわれわれがいちばん懸念しているのは、何回も繰り返しますが、JBICはワン・オブ・ゼムというか、レンダーとして選択肢の一つでしかないということです。だから、異議申立が融資契約前にあれば、当然、お客さんのほうは、そういうあつかましいところはもう使わなくてもいいということで、その案件自体が消えるわけではなくて、異議申立制度を持っていない他のECA、あるいはOECDのコモンアプローチにすらサインしていないような国のコントラクターに切り換えるということが当然あるわけです。そこをわれわれとしては非常に懸念している。

そもそも産業界としては、OOFに異議申立制度を導入すること自体非常に問題であるということで反対しておったわけです。というのは、他のECAでこういう異議申立制度を導入している国は、少なくとも、ないはずだと。カナダもあるというお話もありますが、あれはオンブズマンみたいなものですから、ちょっと違う。そもそもカナダは、プラントでいうと輸出国ではない、どちらかという輸入サイドです。ということで反対しておったわけです。したがって、OOFに関して、どこを起点にするかというのは、われわれからするとテクニカルな話ではない。本邦企業の競争力に多大な影響を与えない点はどこなのかということも一つ考慮していただきたいと思います。

その点がどこかということで、当然、JBICさんの意思決定という考え方もありますし、L/A締結時点ということになっているのだと思います。それはそれでいいと思います。そもそもJBICの設立趣旨というか、国際協力銀行法の第1条の設立趣旨からしても、国際協力銀行は世銀ではありませんので、当然、国際金融等業務に関しては、本邦輸出の支援、ならびに本邦企業の海外事業の促進が設立の根拠法になっているわけですから、それに反するとは言いませんが、少なくとも産業界に多大な影響を与えるような制度は法的にも導入できないのではないかと考えております。以上です。

(東京工業大学原科氏)

今のご議論ですが、そういうたいへん大きな環境リスクがあるようなものは、当然、私は融資してはいけないと思いますし、その場合は、他の競争的なところもおそらく控えると思います、これからは。環境リスクという点で。だから、それを他に持っていかれてしまうという話

は本当は成り立たないのだろうと思います。ですから、それが不明確なものに関してはあるかもしれないですが、そのリスクがたいへん大きいということをJ B I Cが判断されれば、当然、止めるわけですから、そのための安全弁で考えているわけですから、すべてがそんなふうになるようなお話は違ふと私は思います。

(発言者E)

私が言いたいのは、原科さんがおっしゃるように、誰が見ても明らかに危ないというものは、当然J B I Cだって融資をしないわけです。異議申立制度は、被害が起こっているというものだけではなくて、その恐れがあるものも含めて異議申立ができるとなっているわけですから、われわれとしては、恐れがあるということで誰かが意図的に濫用という形で異議申立をしてくるでしょうということの問題にしているわけです。

(東京工業大学原科氏)

ですから、濫用防止策を講じたうえで例外的な場合ですよ、安全弁ですから。だから、これが通常だと思わないほうがいいと思います。

(日本経済団体連合会)

一応、日本経団連のほうも意見書をお出ししたときに、今おっしゃったことの繰り返しになってしまいますが、今回の異議申立はあくまでも環境社会配慮確認ガイドラインの遵守の確保を目的としたものでありまして、その作成にあたって、競争上優位に立つというような目的とか、あるいは、さまざまな政治的な目的などに悩まされることのないように十分配慮すべきであるということを示しているわけです。その考え方に立てば、これは質問というか、確認になるのですが、今回の制度が国際的に見て日本企業にとって競争上どういう意味を持つものかという点を、まさにJ B I Cの方にご説明いただきたいのです。というのは、今ご発言のあったとおりですが、例えば、環境問題のときに、日本だけ特段に厳しい制度にすれば、当然いろいろな国がより環境問題に厳しくないところに生産拠点を移したりして、かえってそれが環境問題を発生させるということがあったわけです。そういったことも含めて考えれば、やはり国際的なレベル、水準というものをきちんと考えることが重要ではないかと思えます。

環境影響配慮を重視したいというお立場の方からすれば、こういった制度は厳しければ厳しいほどいいというのは当然だと思うのですが、立場立場の問題がありますので、そこはどうバランスを取っていくかという議論になります。そういう意味では、国際的な実態がどうなっているかということもきちんとJ B I Cの方にご説明いただいて、そのうえでこの案ができているのであれば、非常にそれはバランスの取れた案だと考えるべきだと思います。

(矢島次長)

では、まず、今ご質問がありましたので、他の輸出信用機関とのバランスで、かなり進んでいると思いますが、その点につきまして。そこがご懸念だということもあるのかも分かりませんので。

(藤田課長)

お答え申し上げます。基本的に、この環境ガイドラインそのものと異議申立手続きは、二つ、分けて考えていただきたいのです。環境ガイドラインにつきましては、OECDの輸出信用の部会の中で、いわゆるコモンアプローチというものができあがっております。これに基づきまして、また、それ以上の透明性ということで、今回、新しい環境ガイドラインが、皆さんにご議論いただきましてご理解いただきできあがったと認識しております。ガイドラインと異議申立の手続きということで申し上げますと、他のECAは、ガイドラインやコモンアプローチというもので参加しているECAもございしますが、異議申立の手続きにつきましては、このパブリック・コンサルテーション・フォーラムでご説明させていただきましたとおり、カナ

ダのE C Aがいわゆる問題解決型の制度を導入しているということでございます。その他のE C Aについては、その国々の中での行政手続きなりに基づいての異議申立ということになっているとご説明させていただいております。

その観点で申し上げますと、今回私どもが考えております異議申立の手続きによって、私どもとしては環境のリスクをミニマイズするということは当然考えております。また一方で、民間のプロジェクトで、環境に配慮はしつつも、競争上、相手方に理解されない形で日本企業が排除されてしまうということにならないように考えなければいけないというのが、今回の異議申立手続きの設計思想になるわけでございます。

貸付契約調印後につきましては、この提案させていただいているドラフトの中で記載しておりますように、私どもはきちっと異議の申立手続きというものをお受け付けしようと思っております。契約調印前につきましては、他のE C Aでこのような手続きがないということもあって、また、その濫用のところは、ご心配される方はご心配されておまして、特に申立の受理は妨げないと。申立はないだろうというご議論はあると思いますが、これはあくまでも皆さんの、言ってみれば哲学的な、要は感覚的な議論でして、ファクトに基づく議論ではない。要は、恐れがないだろうと言う人とあるだろうと言う人の立場はそれぞれありまして、それについては、あるだろうと言う人が、民間企業の方は大多数であると認識しております。基本的には、このような手続きが他国ではないということに伴って、スポンサー、特に欧米企業も含めての海外のバイヤー等からは、入札に参加する本邦企業が日本という名前だけで排除されたり差別を受ける恐れがある。私どもの貸付契約調印前の異議申立が、白黒はっきりしない段階で、要は申立を受け付けているということだけでも、心配だとおっしゃっておられる産業界の方が大多数だと認識しております。

他方で、繰り返すようですが、私どもは環境のリスクを看過してはいけないということも思っておりますので、今回提案させていただいている手続きは、何回も繰り返すようですが、環境審査役という方を契約調印前であっても介在させるということに伴いまして、なるべく私どもの職員の遵守・不遵守という問題を私ども銀行の中できちっと解決をしていく形で図っている、設計しているというのが今回の内容でございます。

(発言者F)

産業界の方にお尋ねしたいことですが、競争上、制約を受けることは困るという趣旨の発言だと思うのですが、どなたも。そのことに関しましては、私も一定というか、現場にいる人間ではありませんからその切実さは分かりませんが、理解できます。ただ、産業界の方もそのようにおっしゃっているし、また、NGOの人たちもそう言っているわけですが、重要な懸念がある場合についてお互いに議論しているわけです。その点では、前提条件としては一致しているわけです。

そういう意味で言うと、事前の異議申立という、言葉自体のリーガルなことはちょっと置くとして、その点に関しまして……。もし仮に、重要な懸念がある事案でもって調印されてしまうと、その後には異議申立ということで、融資がストップしてしまう、あるいは中止になってしまう、キャンセルになるということは、前回は質問しましたが、実質上はまずないと思います。ただ、こういう制度を設けたことによって、例えば、調査をもう1回しましょう、その間については工事を中断してほしいというようなことはあり得ると思うのですが、場合によっては、重大な事案、懸念がある場合です。そんなことがそうそうあってはもちろんいけないわけですが。そうすると、その場合には、やはりコストが生じてしまうわけです。産業界の方にとっても、大きなプロジェクトであればあるほど、たとえ2週間3週間プロジェクトが中断しても、それは億単位のロスが出ると思うのです。あるいは数千万かもしれませんが、それは決して少ない額のロスではないわけです。

であるならば、むしろ、そういう重大な懸念がある場合においては、一定のやりようがあるわけですが、濫用防止という枠をかけながら、あるいは、リーガルな点に関して。私も提案させていただきたい案は一応は持ってきたのですが、そういうなんらかの方法が、事前にリスクを

回避するという意味では、そういう制度があったほうが産業界の方のためにもよろしいと私は思っています。

再三、私も議論をうかがっている中では、企業性善説・性悪説というような神学論争が繰り返されているわけですが、性善説でも性悪説でもないわけです。何があるかということ、経済学のテキストは、ここにエコノミストの方は多いと思いますが、どれにも書いてあります。合理的行動をするという前提で経済学のテキストは成り立っているのです。ところが、われわれというのはミスに犯す存在なわけです。それは、産業界がミスに犯すとかではなくて、僕はN G Oではないですが、大学の教員ですが、ミスに犯します。N G Oの人たちもミスに犯します。J B I Cも当然そうです。犯し得るわけです、そういう存在なのだから。制度的に、ミスが起こり得るという前提で、せっかくこれだけのいいものを作ったのだから、私は、産業界の競争原理も、制約はゼロにはなりません、何もなければ制約フリーですから、と比べればそれはゼロではないですが、競争上確かに他のE C Aと比べればないことはないですが、実質的には制約にならないような形のものが考えようによってはできると思うのです。そういう意味で、私は考えていただきたい。

もう1点、これはきれいごとにも聞こえるかもしれませんが、他のE C Aにないから、うちらもあると困るのだという議論ですが、それは確かにそのとおりだとは思いますが、ただ、一面で言えば、ないほうがおかしいのではないかと。日本がやって、ここで、いつまでも追いつき追い越せではなくて、日本のリーダーシップでこういうものをやるのだと。あなた方はどうしてこれをやらないのだと。やらないことでこういうことがいろいろ起こっているのではないかと。これはオフィシャルなカネでやるのだから、途上国のサステイナブル・デベロップメントのために、だから、よりいいものをめざしてやりましょうよという提案を、私は、するためにも、これをやったらいかがかと申し上げさせていただきます。

(矢島次長)

お話は非常に重要で、かつ、もっともだと思うのです。ただ、ご理解いただきたいのは、J B I Cがガイドラインを遵守しているか遵守していないのかという、その観点の異議申立なのです。ですから、おっしゃるように、意思決定の前の段階で、総裁がJ B I Cの場合は意思決定しますが、第三者の意見が必要であれば、当然、J B I Cのインハウスのエンジニアがすべてを知っているというわけではないですから、適宜、もちろん、第三者というか、コンサルタントも雇いながら環境配慮について考えていく。そういう中で、ガイドラインに則って職員が確認する事項があるのだらうと思うのです。ですから、おっしゃっていることはすごくよく分かるのですが、この遵守・不遵守をチェックする異議申立の環境担当審査役にそれを任せていく、そうすべきであるということころは、若干、論理の飛躍があるような感じがしてしょうがないのです、私は。

(発言者D)

同じようなことになるかもしれませんが、基本的にこれは遵守・不遵守の話であって、それと、O O FとO D Aと分けていて.....。O O Fの場合でも、この前、うちの会社でも、本当に住民移転にかかわるような案件になりそうなきがあって、J B I Cの担当の方と話して、うちはもう辞めようかということまで言って、結果は、今、辞めたのですが、そういう判断はもう正当に働いているのです。先ほどからいろいろおっしゃってますが、われわれは、J B I Cの審査役が審査するということであって、それを後で、不遵守があったか遵守があったかということをチェックしていく制度を作っていると思っているのです。その中で、審査の段階まで第三者が入ってどんどんやるという話ではなくて、その審査はあくまでもJ B I Cがやって、その審査に対して、その後、不遵守があったか遵守があったかということを見ていくという制度を今作っている。さらに、O O Fの中で、問題ある案件もあるかもしれませんが、O D Aほど問題がある案件というのは少ないだらうと、それだったら濫用の可能性のほうが高いだらうという議論の中で、今、こうやって、分けようか分けまいかという話をしているのだと思

うのです。OOFとODAとの違いは、今までたぶんNGOと企業の間でもだいぶしてきた結果、OOFも同じような議論で、絶対これはもうとんでもない案件だというようなことが出てくるのかということと言うと、企業もそういう案件はもうコストが高すぎて取り込めないです。だから、そういうことではないというふうに認識しているのです。

(発言者F)

お2人の意見は承知したつもりで申し上げたのですが、若干、解釈の違いかと思うのです。あまり時間を取ってもあれですので、これで私はやめておきます。

(東京工業大学原科氏)

各国の制度を比較されて、カナダのECAには似たものがある、他の国はそうでもないとおっしゃったのですが、その背景は、わざわざそういう異議申立制度を作らなくても、他の国内の司法的な制度の枠の中で然るべき手段が打てる場合もあるのです。それは国によって違うのです。アメリカなどは訴訟制度が整備されていますから、裁判できちんとできるということがあります。日本の場合には、これはこの前来た方がおっしゃったように、国内法が整備されていないので難しいと、やむを得ず異議申立をやっている。

ところが、裁判でやった場合は時間がかかってしまうのです。裁判まで行ったらかえって不都合です。企業はコストが高くなります。異議申立制度はそれをもっと早めに話し合いで決着するような方向に行けますので、私はむしろ賢明な方法だと思います。だから、他の国に対応するものがないからわれわれも要らないという話にはならないと思います。

(矢島次長)

まさにそういう考え方で、JBICは先んじてやっていると思います。

(FOE松本氏)

先ほど来お話を聞きしていると、企業の方が何を懸念されているというのは、一つは、入札前にその案件について異議申立、クレームが出ているということが分かれば非常に入札に影響があるということをおっしゃっていたのですね。これに関しては、私たちは百歩譲って、情報公開に関しては……。もちろん今の手続き上は、虚偽の申立であっても、名前と連絡先があれば、とにかく申立の受付はすぐにしてしまって、その後、予備調査の中でいろいろなもののスクリーニングをしていくという作業です。最低限、異議申立制度は環境に対するガイドラインの異議申立だけを受け付けるということになってますから、今、懸念されているような、本当に重要なものだけを受け付けるという制度設計にすることができる濫用防止の手続きも中に組み込まれています。入札前の案件に関しては、虚偽の申立の案件は、最初の段階は、例えば、これは本当に百歩譲ってですが、記号にして出していくというような方法でクリアできるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

(矢島次長)

ただ、今の点は、情報公開と受理する開始の時期というのは話が違うのだらうと思うのです。情報公開の話は、あくまでJBICが情報公開する話で、訴えの濫用の場合には、訴えたほうが勝手に公開するというケースをまず想定しなければいけないのだらうということですので、そこは同じ議論ではないのだらうと思います。

(FOE松本氏)

そういう意味でおっしゃいますと、問題があるプロジェクトというのは、JBICの異議申立機関にすぐ行くわけではなくて、もちろん地元で政府と交渉したり、国際的なメディア、あるいは地元のメディアにすでに出ているわけですから、そういうことをおそらく懸念されているのではないのだと思うのです。ちょっと論点が違うかと思いますが。



( 矢島次長 )

ただ、異議申立の制度があるのが J B I C だけですから、そういう意味では日本の企業を狙い撃ちしてということで、これはもう十分議論されたので、そのへんはよくご理解していただいているのだろうと思うのです。

( 入柿課長 )

1点、情報公開の件ですが、これは借入人に対するものなので、受理すれば自動的に借入人にはわれわれのほうから通知するという設計になってますので、そこは誤解なきように。

( 発言者 G )

先ほどの企業の方からのお話に対しては、いろいろ、地球環境問題がこういう時期にそういう話が出てくることに対しての私なりの意見はありますが、とりあえずそれは置いておいたとして、もっと素朴な疑問です。3ページ、松本さんと松本氏、両方の方が検討されているときにこういうことを言っているのかですが、もし仮に融資契約調印後にガイドラインの不遵守の指摘があった場合に、他の文章を読んでみますと、特に「基本原則」のところで「異議申立受理後3ヵ月以内に報告書を提出し活動を完了されなければならない」とあります。こういうことから読みますと、融資契約調印後に不遵守に対する申立があった場合、その調印のプロセスは、とりあえず凍結というか、次に進まないで、この3ヵ月というところでなんらかの対応ができて、そこで結論が出たら次の契約調印後の動きが始まるという、その間、その3ヵ月は、凍結する、契約調印後の企業なり、それぞれの方の動きがとりあえずは止まると理解するものなのか。文章としてそういうことが入れられるのかどうか。そのへんを、素朴な疑問として教えていただきたいのですが。

( 入柿課長 )

その点につきましては、基本的には、対応としましては、融資契約調印前に異議申立がなされた場合には、なかなか融資契約調印にそのままずっと行ってしまうというのは難しいだろうと思います。これは円借款に限って受け付けるという前提でございますので、それを前提に申しますと、相手国政府との信頼関係とか、個別案件の事情、それから、申立の内容等も勘案しまして、日本政府と協議して対応を検討するということになります。したがって、一律に、審査結果が出るまで融資契約は調印しない、と規定することはしないつもりでございます。

いろいろなケースがあるということで、例えば、世銀が中国のケースで取ったように条件付けを行って対応するとか、あるいは、問題となっているポジションを切り分けることが可能であれば、そういったものを切り分けていくとか、ここは、案件の内容と申立の内容に非常によるところでございます。

基本的な姿勢としては、なかなか、ストレートに、異議申立があったにもかかわらずそのまま調印ということは考えにくいということで、原則としてはそこはやらないこととなりますが、100%、案件の内容によるので、規定をすることはしないということでございます。

( 発言者 A )

別の質問になるのですが、ODAの場合について、「本行としての評価を示したとき以降」異議申立が受付可能ということで、基本的には、貸すという行為が確定した時点以降ではないと不遵守にならないかと思うのです。これは質問ということで、確認ですが、J B I C としての評価を示したにもかかわらず、示したときから交換公文を交わすまでの間が出てきます、期間としては、そのときに異議申立がなされた場合に、相手の国とは借りる借り入れないという話はセットされてないわけでありまして。そういう状況で異議申立が相手の国まで連絡が行くということになりますと、きわめて、相手の国にとってみると、変な状況に置かれる。俺はまだ借りるとも言っていないのかかわらず、俺の国の中で被害が発生する恐れがあるという内容

が来るわけでありますから。したがって、非常に、向こうとしては、そういうものをもらったときに違和感もあるだろうし、それに対してどう対応するのかという形になります。貸すというのが実質決まっておればいいのかもかもしれませんが。

相手の国との関係は、特に、J B I Cとしての判断ということになるのでしょうか、まだ政府の交換公文もどうするか決めてないということで、そういうものが行ったとすると、たぶん外務省さんのほうに直ちに、「そういうのが来たけど」という話が行くのかもかもしれませんが、契約行為が確定しない以前にこういう異議申立が行われると、非常に取り扱いが難しくなるのではないかという気はするのです。そのへんは、特に政府関係の方は、ここにも来ておられますし、どういうふうにお考えなのか。もし答えられればという気もするのです。

ポジション的には、契約行為が確定した後ということで、ODAについてはいろいろご配慮はあるでしょうから、表現ぶりについての意見ではないのですが、ただ、現実問題とした場合に、相手の国として見ると、対応に困るのではないかというシチュエーションに置かれるかと思うのです。そのへんの対応が十分できるのかどうなのか。そういう懸念があるのではないかという指摘でございます。

(外務省高田氏)

相手国が借りるか借りないか決めていないというお話でしたが、ODAの場合は、基本的に、こちらから借りてくれというわけではなくて、向こうから借りたいという意思是当然示されているわけです。もちろん、L / A前の段階であった場合には、いろいろ手続き上配慮しなければいけないとか、あるいは、事前にこういう制度があるということを先方に説明しておかなければいけないというのは、おっしゃるとおり事実だと思いますが、相手が借りると言っていないという意味では、相手国側はもうすでに借りたいという意思表示をしていると思います。

(メコンウォッチ松本氏)

さらに細部に入りますが、国金を大きく三つに分けて考えたいのです。アンタイドローン、輸出信用、投資金融、大きく三つに分けさせてください。きょうお配りした議事録をもう一度見てほしいのですが、3ページ目です。いちばん下に松本郁子さんですが、松本郁子さん、前田さん、入柿さん、松本郁子さん、入柿さんとなっておりますが、この入柿さんから後、その次のページの頭までかかって書いてあることです。端的にいうと、輸出信用アレンジメントにかかわって、円借款とアンタイドローンについては、OECDのルールで事前通報制度があるということがここに書かれているわけです。しかも、それは契約調印よりも前の段階、しかも40日間を置いているということが明記されているのです。もし、円借款と同時にアンタイドローンについてもこのようなことをしているのであれば、アンタイドローンについてはこの時点で融資をするという方針が決まっているのではないかと考えるのですが、その点はいかがでしょう。

(藤田課長)

お答えします。アンタイドローンについては、おっしゃるとおり、OECDに、予定借入人、条件、金利、期間の条件を通報しております。これはOECDのルールに基づきまして、アンタイドローンについては、プロジェクトに供与する場合には事前に条件を通報する、このようになっております。ただし、これは、OECDの事務局、あと、OECDの加盟国の各ECAにのみ通報しております。技術的な話になって恐縮ですが、要は、アンタイドと言いながら、タイド性が強いかどうかというテストのために通報しております。先ほど申し上げましたとおり、OECDの事務局と各ECAに通報されている。ただし、借入人には一切通報されておりません。冒頭、私が何回も申し上げているように、借入人に対しては、OECDに通報した時点であっても、全く何のコミットメントも行っておりません。

現に、例えば、あまり具体的に申し上げるのもよくないかもしれませんが、中南米の某国に対して、ずいぶん前にOECDに通報しながらも、やはり国の債務状況とかマクロ経済の状況等が怪しいということになってくると、融資契約を、40日経ったから自動的に調印するとかと

ということにはなっておりません。基本的には借入人にはその通報をいつ行ったかということは全くディスクロズされずに、私どもはすべての条件が整ったところで契約を調印するという事です。そのすべての条件というのは、先ほど申し上げたように、環境の審査も含まれているということは繰り返し申し上げます。

そういうことで、アンタイドについては、通報はしておりますが、借入人に対しては一切コミットしていないということは、先ほど外務省の高田さんがおっしゃった形とは違ってます。輸出信用、投資金融、アンタイドいずれにしても、アンタイドについては借入要請というものがありますが、基本的にはわれわれのファイナンスと他のファイナンスは全くイコールな扱いになってまして、そこが絶対的に借り入れるという形にはなっていないというのが非常に大きな違いだということは、ここで申し上げたいと思います。

(矢島次長)

輸出信用アレンジメントというのは初めてお聞きの方も多く、分かりにくいかと思うのです。これは先進国各国でそれぞれの国から他の国に輸出して国力を高めていこうということで、J B I C の国際金融等業務のような業務を行う機関が各国にございます。一時はその国の財政状況に応じながらかなり低い金利で輸出を促進するという時代もあったのですが、そこはもうできるだけ同じ条件に決めていきましょうということで、輸出信用に関しては、最低金利はいくつまで、それ以下の金利を出してはいけませんとか、期間は何年までとかいうことを細かく決めていて、それ以上借入人にとって有利な条件を出さないようにという紳士協定でございます。

その観点からすると、円借款の場合には基本的にアンタイドローンでございますし、国際金融等業務においてもアンタイドであろうということですが、輸出信用の場合、必ずタイドローンでございます。アンタイドだと、どこからでも調達できるというだけで非常に有利な条件になるということでございます。したがって、輸出信用で定めているいちばんいい条件よりもさらにいい条件を提示する場合に、事前に連絡をしなければいけないということです。その背後にあるのは、アンタイドだとうたっておきながら、実は日本の企業の受注と深く結びついているのではないかと。日本の場合にはそういう発想はありませんが、情けは人のためならずというところがあるのではないかと。アンタイドローンあるいは円借款の場合には事前に通報を行って、了解を得たうえで調印していくということで、あくまで紳士協定上の通報でありまして、借入人との関係がないということでございます。分かりにくいと思いますので補足をいたします。

(メコンウォッチ松本氏)

百歩譲る論ですが、要するに、イコールフットイングというのは企業からたくさん出てくる。しかし、これは輸出信用だと。先ほどの分類で行くと、アンタイド、投資金融は、輸出信用の中にはないわけです。今の話も、藤田課長がおっしゃっているのはそのとおりではあります。今、われわれはその接点を求めて議論をしているわけです。そういうことからいけば、アンタイドローンというのは、J B I C がおっしゃるようなO E C D への事前通報のときに、ある程度意思決定をしなければ事前通報はしないわけです。全く宙ぶらりんの案件をO E C D に対して言うとはとても考えられない。そうやって考えたときに、やはり今まで使っているところの、融資をしようという意思がJ B I C 内で一定の理解が得られたところで事前通報するということになると思うのです。そうすると、少なくともアンタイドローンについては円借款と同じ扱いができるのではないかと。厳密には違うことは百も承知ですが、しかしながら、今のこの接点探しという中では、限りなくそれは、J B I C として最大限前倒しのポジションを考える材料としては、考える余地があるのではないかと思います。

イコールフットイングというところから来れば、もう一つです。輸出信用は、例えば、いろいろ競争上あるでしょう、では、投資金融はどうでしょうというときに、別の接点はないのかということ、私としては、この場を有効に活用するためにも、そこにもう一步突っ込んで、藤田課長、矢島次長に、もう一つの……。

( 矢島次長 )

私は議長役です。

(メコンウォッチ松本氏)

そうですね、ときどき次長になるので、議長と次長というところをうまく使い分けて、そのあたりを踏み込んで検討してほしいと思います。

( 矢島次長 )

投資のところは実態をご存じでない方もあるかも知りませんが、少し説明してください。

( 藤田課長 )

投資金融につきましては、これもいろいろなパターンがあるわけですが、基本的には、先ほども申し上げたとおり、パートナーとのジョイントベンチャーを作ったうえでの、いわゆる民活のインフラプロジェクトとか、プロジェクトファイナンス的なものがずいぶん最近が増えております。こういう案件につきましては、いつでもいかなるときでも、われわれの貸付契約が調印されないと、そのパートナーのアグリーメントであったり、いろいろなプロジェクトに基づく契約は発効しないという意味では、非常に、輸出信用と同じように、競合といいますが競争状態にさらされているということだろうと思います。そういう投資金融が最近多いということでご理解いただければと思います。

そうでない案件というのは、基本的には、いわゆる中小企業が中国で合併会社を作るとかという場合は、私どもの新しい環境ガイドラインにおいてはあまり環境上影響がないという類のものだろうと思っております。そういう意味では、ここの異議申立の議論になってくるものは、やはり国際的に競争にさらされている民活プロジェクトというものだろうと思っております。

あと、アンタイドローンにつきましては、先ほど、松本さんがおっしゃっていることについてのコメントですが、また再度、同じことの繰り返しになるかもしれません。アンタイドについても、借入人には、いわゆるE/Nとか、対外的にコミットをするというプロセスは一切ないローンでございます。また、アンタイドローンについては、政府向けに限っておりません。日本の企業が関連するようなインフラプロジェクト向けの民間会社に対しての融資とか、パターンとしては最近民間向けのもが増えてきているということで、一概に政府向けだけではないということをご理解いただきたいと思いますし、手続きの面においては、わが国政府が関与してのE/Nというような手続きは入っていないということをご理解いただければと思います。

( 矢島次長 )

もう2時間20分ほど、一つのテーマでだいぶ話が進んでまいりまして、それぞれに理解が深ま……。最後に、では、坂元さん。

( ODAウォッチャーズ坂元氏 )

最後に恐縮ですが、私は一貫して構造のことを考えて述べさせていただいているのです。もう1回繰り返しになりますが、円借款のほうについては、いわゆる自己の内部の意思が日本政府に示されるという時点だった。これは非常に合理的な話で、すんなり分かる。いわゆる国金のほうについては、先ほどのお話のように、私自身は内部にまだこもった段階かと思っていたのですが、今の松本さんのお話等をおうかがいすると、アンタイドについては外に出ることなので、合理的な考え方からすると、これは一考の余地はある。ただし、イコールフットイングの話、これまでの流れの話、それから、国金業務の競争の話、私自身はどのような考え方がいいのかというのはまだ分からないのですが、事前通報の手続きということがあれば、形式上は一考、考えてほしいという気はします。

(東京工業大学原科氏)

ちょっと違う点で。環境担当審査役がたいへん重要な役割を果たします、今のこの形では。審査役をどのように選ぶかとか、人数の問題とか、このことで気になりました。今、2名というご提案ですね。私は3という数字がたいへん重要だと思ってます。それは、審査役の機能なのですが、合議制ということで審査役はやるべきだと思ってまして、そうすると、2名というのはどうも不都合が生じますので、私は3名ということをお願いしたいのです。そういうことが一つです。

それから、選定に関しては、やはり公正な形でできるような仕組みをもう少し具体的に作っていただきたいと申し上げておきます。

(矢島次長)

そこは前に、いらっしゃらないときに議論になったところで、だいぶ共通の理解はできているのですが、2名のところの考え方を、では、もう一度。

(入柿課長)

そのところは、基本的に環境担当審査役の役割が、遵守・不遵守の判定と対話の促進という2点にあるということでございまして、いわゆるパネルとオンブズマンの折衷と申しますが、基本的に1人で行うことが適当ではないかと考えております。ここは基本的に2名置きまして、1人が主担、もう1人が副担ということで、緩やかな合議制を採っておるということでございます。そのところは、必ず3名でとなりますと、若干機動性にも欠けますし、現地での対話の促進といった点から行くと足かせにもなるうということも考えまして、2名置くのが適当ではないかと考えた次第でございます。

(矢島次長)

先生のご意見も非常に貴重なご意見として、JBICも理解しておいていただきたいと思えます。まずは、どう考えても、合議制の場合でも、きっと専担の方というのが出て、その方がレポートして意見を聞く。現状では2名になっているようですが、1人が専担で、必ずもう1人の方の意見を聞く。これは、あまりJBICとして望んでいないところだと思いますが、ものすごく件数が多くなってきたようなケースですと、それに合わせて人数も増やしていかなければいけないという中でそういった枠組みも出てくるのかなということです。当初、なにぶんのぐらい出てくるのかよく分からないところがあるので、そこはご理解いただきたいと思えます。

では、藤田課長、説明をお願いします。

(藤田課長)

先ほど、坂元さんから事前通報のところのご発言をいただいたのですが、ODAのこの手続きにある事前通報と、アンタイドローンの事前通報と、言葉は同じですが、実は相手が違ってきます。ODAの事前通報は、借入人である、案件の要請をしてきている当該国に対して、この案件を今年度の円借款の対象ということで取り上げますという通報をするということで、これは外交ベースでの、わが国の二国間の通報になります。他方、アンタイドローンのOEC Dへの事前通報は、これは円借款でも同じようなものがあるのですが、要は、借入人への通報ではなくて、先ほどもご説明申し上げましたように、OEC Dの事務局と他のECAに対して、この案件についての、テクニカルな用語で恐縮ですが、アンタイドと、そのタイド、貿易の歪曲性について疑義があるやなしやということでの事前の協議ということで通報するというところでございます。まさに、他のECAはこの通報を受けた後に、「これはアンタイドと言っている、どうも貿易歪曲効果が高い」ということであれば、その案件についての協議が始まるということで、借入人に対しては全く何のコミットもできないという状態に陥るものでございま

す。そういう意味では、実際に通報する段階においてはある程度の審査は進んでおりますが、借入人に対してはなんらファイナルコミットメントは伝えていないという状況でございます。

かたがた、この議事録にもありますように、40日間の間を置きます。環境審査については、その40日間全く何もしないで放置しているという案件もあるかもしれませんが、基本的には、先ほど申し上げたとおり、今の新しい環境ガイドラインに基づく私どもの環境審査は最終段階まで皆様のご意見を承るといふ思想の下で設計されておりますので、40日後に自動的に貸付契約がそもそも調印にはならないという状況でございます。おっしゃっておられる、中にもっているというのは、まさにまだこの時点でも中にこもってまして、この事前通報のタイミングというのはあまりにもプリマチュアな段階ではないかということは、実務的には申し上げたいと思います。

( O D A ウォッチャーズ坂元氏 )

私の質問なので。私自体は、一応理解しました。

( 発言者 G )

私は先ほど質問させていただいて、お答えくださったその後すぐ他の質問に入ってくださいだったので、私がそれに反応する時間がなかったのですが、先ほど、凍結するかしないかは案件によって異なるというお答えだったと思いますが、そういうことはこの中に書き入れることは難しいのでしょうか。少なくともこれにはかなり詳細に、異議申立に関してのいろいろな事実を調査するとかあるのですが、その間プロジェクトはどうするかということに関しては一言も出ていない。そういうことを書き入れるというのは難しいことなのですか。

( 入柿課長 )

その点につきましては、これはまさに案件の性格と案件の内容、申立の内容で千差万別でございます。したがって、一律に、こういう場合は止める、こういう場合は止めない、そういうふうを書くのは非常に難しくかろうと思っております。ここのところは、異議申立が行われて、そういう状況であるにもかかわらずどうしたこうしたというところは、まさにわれわれの見識とかが問われるものでございまして、そのへんは、規定に書いて、内規があるからどうのこうのという話ではないと思っております。繰り返しになりますが、基本的には、ケースバイケースの判断が必要になろうと思っておりますので、一律規定することはしないという考えでございます。

( 発言者 G )

今そういうふうにお答えしたことを文章に書くのは違うのかしら。レベルが違う問題ですか。

( 矢島次長 )

確認ですが、今おっしゃっているのは、契約調印後に異議申立が入ってきた場合に、その異議申立の審査中はそのプロジェクトを凍結するという、そういう趣旨……。

( 発言者 G )

プロジェクトというか、次に動かしていく、さらに次の段階へ進むことに対して、とりあえず、凍結という言葉が企業の方にどきっとするのであれば、もう少しやわらかい言葉にするにしても……。

( 矢島次長 )

そこはまさに入柿課長が説明をしたケースバイケースでございます。といたしますのは、まず、この構成自体がガイドラインの遵守・不遵守ということで、J B I C 職員がこのガイドラインを遵守して案件の審査を取り進めたのかどうかということでありまして、そのこと自体が、必ずしも他人の責めに帰する話ではないところもございまして。プロジェクトの実施主体と J B I

Cとは貸付の契約書を結んで、融資を行って、そのおカネでプロジェクト実施主体の方がプロジェクトを行うわけですが、最初に異議申立が行われるのは、あくまでJ B I Cの内部のガイドライン、もちろんガイドライン自体は実施主体と共有しているわけですが、その遵守・不遵守についての異議申立でございますので、それがストレートにプロジェクトの停止まで結びつくものではないケースも多々ある。そういう意味で何も記載しておりません。当然、重要な影響が環境に出てくる、あるいは、大きな社会問題があるというケースではそこは止まってくるという意味で、今、ケースバイケースと入柿課長のほうから説明をしたというところだと思います。

(入柿課長)

私の説明は、先ほどのご質問の続きかと思って、融資契約調印前の話を基本的にさせていただきました。

(発言者G)

調印後のほうが、たぶん、今……。もし、調印後ということ認めるのであればという形になったのですが。

もっと言いますと、先ほど企業の方たちは、基本的にそれほど悪い企業はいないとおっしゃってましたが、今の地球環境問題なり、これからまだ人口が増えていきますし、さらに産業の競争が激しくなって、日本がどう国際社会の中で生きていくかとなったときに、やはり前以上に、私はこの問題はもっと厳しくなって、そんなにきれいな話になっていかない問題がもっともって出てくると思います。そういう意味では、細かいかもしれないが、そういうことをきっちり確保しておきたいという、環境保全の側からいって、そのへん、条件によって違うということでも、そういう文章が書けないのかなと、粘れる側として粘っているというところですよ。最終的には、松本さんのお2人にそのへんはお任せいたします。

(発言者C)

J B I Cさんの異議申立制度は進んだ制度だと思いますが、一方でもって、非常に異議申立がしやすい。O O Fに関して、まず90%のプロジェクトは、異議申立をして予備調査まで行けると思います。難癖を付ければ。要は、プロジェクトに何か意地悪しようと思って異議申立をしようとするれば、90%ぐらいのプロジェクトは予備調査まで行けると思います。そういう例は少ないと思うのですが、一方で、そういう懸念があるから、産業界としては、融資決定後から異議申立をしてほしいと。というのは、融資決定後に遵守・不遵守が発生すると理解していますから。

あと、先ほど発言された方ですが、そういうふうに異議申立は比較的、今回の制度では簡単にできてしまいますから、そこで制度に記述するというのは非常に難しいと思います。

あと、この場の議論ではないですが、まず、地球環境という点では、人がいるだけで環境破壊になりますし、もっと大きな人口問題があるわけです。もちろんここで議論していることは非常に重大なことですが、それよりも人口問題とか、もっと大きな問題もあるというのは、皆さん理解していると思います。

(矢島次長)

この議論はかなり似たような議論になってきてますので、もう一つのペンディングの「情報公開」がございまして、その話に進めさせていただきたいと思います。この場で、少なくともJ B I C側からかなり踏み込んだ案が出てきていると思いますし、ここから先、それでは、どこかで手を打ちましょうという種類の話では全然ないのだろうと思ってます。そういう意味では、まず、「情報公開」のほうに進めさせていただいて、その後で、時間が許す限り、この問題に戻ってお話を続けたいと思います。

では、「情報公開」について、説明をお願いします。

(入柿課長)

情報公開の点でございますが、お配りした手続き要綱の案の9ページでございます。前回の  
ご議論で、プロセスプロセスの情報の開示をどうするかというご議論があったと思います。そ  
の点に対してここで答えるということで、Dという項目を新設いたしました。「環境担当審査  
役は、個人情報、法人情報、その他の法に基づき不開示とすべき事項が含まれないよう配慮し  
つつ、ウェブサイトにて異議申立の受付状況、手続き進捗状況を公開する」ということござ  
います。これまでのわれわれの設計思想では、受付状況とか手続きの進捗状況等については年  
次活動報告書の中で公開していくという考え方を取っておったわけでございますが、それを、  
具体的に今考えておりますのは、月1回程度のペースで、どのような申立を受け付けていて、  
その手続きの進捗がどうなっておるかということを開示していきたいと考えております。

ここで、特に「個人情報、法人情報、その他の法に基づき不開示とすべき事項が含まれない  
よう配慮しつつ」と書いてございますが、実際に、異議申立については、白黒はっきりしない  
段階では、さまざまな利害関係者もいらっしゃいますし、一律すべて生情報を公開するといっ  
た類のものではないと考えております。したがって、そういったことを十分配慮して、今  
現在どのような受付状況、手続き進捗状況になっておるかということを開示していきたいとい  
うことでございます。具体的には、月1回程度のペースで、受理の件数とか、手続きの開始が  
どうなっているか、あるいは、却下した件数はどうなのかといったものであります。手続きに  
ついてはなるべく詳しく書きたいと思っております。あるいは、特に円借款等については、あ  
る程度、プロジェクト名とかも出していくと考えております。

こういう形でプロセスの情報については開示いたしまして、できるだけ早く、3ヵ月あるい  
は4ヵ月と切っておりますが、最終報告書を開示するという方向に持っていきたいと思ってお  
ります。

(矢島次長)

ご質問がございましたら、お願いします。

(メコンウォッチ松本氏)

質問は、具体的に「とか」という例が今あったのですが、それが全部含んでいないものです  
から。われわれとしては、事前に紙を出して、最も気にしているプロセスと文書名をそちらに  
もお渡ししているかと思います。つまり、受理された申立書はどうなるのでしょうか。異議申  
立開始の決定を留保した場合の理由はどうされるのでしょうか。却下した場合の理由はどうさ  
れるのか。その却下に対する申立者の意見はどうなるのか。等々、できれば具体的に、10月31  
日付で出したペーパーを基に、それがどうなるのかということ、現段階で見解をお聞かせく  
ださい。

(入柿課長)

まず、申立書そのものでございますが、こちらにつきましては、若干カテゴライズしますと、  
申立書の内容、却下や最終報告書に対する申立人の反論等、本行以外のものにより作成される  
文書については、本行が作成者の同意を前提とせず一方的に公開することは不適切と考慮  
しております。さらに、申立書の内容等は、相手方があることでもございますので、そういった利  
害関係者に断らず一方的に出すことは不適切と考慮しておりますので、ここはしないとい  
うことでございます。

異議申立手続き開始の決定については、できるだけ早く開示したいと思っております。ただ、特に  
OOFの場合は、プロジェクト名等で特定されるような情報が含まれている場合には、それも  
不適切と考慮しております。そういった情報については開示することはしないと考えておりま  
す。

それから、環境担当審査役の報告書とか投融資担当部署の意見については、前から言ってお



りますとおり、速やかに開示いたしますということ。それから、却下の理由とか総裁による指示等については、年次活動報告書に記載することにしておりまして、特に、随時に公開することは今のところ考えてはいないというところでございます。

総裁の指示に対する投融資部署の実施状況とかフォローアップに対する審査役の意見等も、基本的には年次報告書の中で開示していきたいと考えております。

(メコンウォッチ松本氏)

申立書がなく、その後の報告が開示されるということは、だいたい中が分かるのかどうかよく分からないのですが、報告書の書き方によって対応するというようなことなののでしょうか。私とすれば、申立書については、ここに書いてあるような情報公開法上問題になる点、それからご本人の同意は前提としたうえで、やはり公開をしないことには議論にならないのではないかと考えています。

それから、却下の理由についても、ご本人の許可があれば公開するべきではないかと思えます。

また、一つ確認ですが、入柿さんがおっしゃった中で、環境担当審査役の報告書、それに対する投融資担当部署の意見は速やかに公開するとなっていたのですが、原案は、意見が出た段階で両方を公開するという事になっているのです。今おっしゃったようなことからいくと、報告書が出たらまず速やかに公開をして、その後しばらくして、確か1ヵ月以内ですね、投融資部署の意見が出たら、またそれが速やかに出るということなのか。そこをもう1回クリアしたいのです。

(入柿課長)

まず、後者のほうですが、両方の意見が出揃ったところで出すということでありまして、原案どおりでございます。

それから、申立書の内容ですね。もちろん最後の報告では、どのような申立があったかということは明らかにするつもりでございますが、申立書そのものについて開示するかどうかということにつきましては、われわれのほうとしては、基本的には不開示で行くと考えております。世界銀行等も申立書そのものは公開していないと認識しております。もちろん申立書の内容を彼らのほうで要約して出してはいます。ただ、申立書そのものの公開はしていないとわれわれとしては認識しております。

(東京工業大学原科氏)

今の件で、濫用防止という点で言いますと、申立書の内容と却下理由の速やかな公開というのは効果があるのではないですか。さっきおっしゃったように難癖を付けたかどうかすぐ分かってしまいますよ。だから、これはむしろ積極的に公開したほうが、濫用防止には相当効果があると思えます。

(発言者E)

今の原科先生のお考えは、全くわれわれは逆だと思ってます。そういういい加減な申立書を開示されるというのは、企業としては非常に迷惑千万だと。

(東京工業大学原科氏)

却下理由も書くのですよ、セットで。

(発言者E)

私はIFCとかMIGAをよく知りませんが、少なくともIFCやMIGAについても、そこまで細かい内容を、途中の段階では公開してないのではないかと思うのです。ODAは別にして、OOFについてはそういういい加減な申立書の内容を公開するというのは困るというこ

とです。

( 矢島次長 )

ただ、今の先生のお話は、却下するものは申請書と併せて出したらいいのではないかというお話ですね。確かに、J B I Cのこれまでの話ですと、J B I Cの、とりあえず申立に対する意思決定後、報告書も出すという話ですから、却下というのもその段階での意思決定ではあるので、それは検討していただいたほうがいいのではないかと思います。

それは産業界の方は特に……、白黒はっきりした段階で、むしろダメだという場合のお話に限定しているということですが。

( 東京工業大学原科氏 )

こんなのではダメだとすぐ分かるわけだから、むしろプラスだと私は思いますよ、セットで出せば。

( 矢島次長 )

それはそうかも分からないですね。あくまで白黒はっきりしているということですから、却下するというものですから。

( 発言者C )

申立書の内容が、要は、難癖だけならいいのですが、例えば、企業の誹謗中傷といったものも入っている可能性がありますので、申立書そのものまでそのまま出すのはどうかと思います。

( 東京工業大学原科氏 )

私もそう思います。ですから、申立書の内容と申し上げたのです。内容と、そして却下理由。これは、セットで出せば、おかしな申立はどんどん減ると思います。

( 矢島次長 )

先生のおっしゃるとおりのところもあると思いますので、そこは検討していただきたいと思います。

( F O E 松本氏 )

先ほどの入柿さんのお話の中で、審査役の報告書を、出た後にすぐ出さないで、意見を待つ理由は何かあるのでしょうか。

( 入柿課長 )

判断材料になりますのは両方の意見ですので、それが出揃ったところで出すのが筋だとわれわれのほうとしては考えておるのですが。

( F O E 松本氏 )

誰の判断材料？

( 入柿課長 )

総裁の判断材料です。

( F O E 松本氏 )

総裁には、これによると、報告書が出ればすぐに行くのですよね。それとも、総裁に対してもこの意見が出るまで出さないのですか、報告書は。

(入柿課長)

総裁には出しますが、基本的には両方の意見があって初めて全体像が分かる話ですので、そこは両方揃えて出すというのが適当ではないかと考えているところです。

(FOE松本氏)

審査役の報告書を見てどういう判断をするかというのを、投融資部門が意見を書くというのが意見書だと思うのです。どういう対応をするのかということですね。どういう対応が適切なものか、J B I Cだけではなくて、それ以外の方からも意見をもらう機会になるかと思しますので、それは早めに公開していただいたほうが、その意見がより適切なものになるのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。

(入柿課長)

そこはいろいろな考え方があるかと思うのですが、全体像としまして、環境担当審査役の報告書というのが一方にあって、それに対する投融資部門の対応というのが一方にある。それでJ B I Cとしての全体に対する、物事に対する態度が明らかになるわけですので、それを併せて出すことで特段問題があるとは思えないと考えてます。

それから、いろいろなお意見ということについては、それからおうかがいしても全然遅いわけではございませんし、そのへんはあまり問題として認識していないのです。

(東京工業大学原科氏)

そうすると、審査役の報告書が出てから投融資担当部署の意見書が出る、そのタイムラグがあまりなければいいのですが…。毎月、月1回程度のペースで更新されるというお話だったので、これが間が空きますと……。やはり順番に出したほうがいいと思いますが、それはどのくらい空く？

(入柿課長)

そこは毎月1回ということではなくて、その場合は報告書が出ればすぐということ。環境担当審査役の報告書が出て1ヵ月経ったところで投融資担当部門の意見が出ますので、そこはそのまますぐです。

(FOE松本氏)

いずれにしても1ヵ月の間は報告書が出ないということで、私たちの意見は、報告書も事前に公開していただいたほうが、より適切なJ B I Cの意見というものを考えていただけないかと思うのです。逆に、先に報告書だけ出すことによって、非常に困ることは何かありますでしょうか。

(入柿課長)

その場合は、若干、一方的な意見ということになりかねないですし、言い分はあるということではあるので、そこはできるだけ、片方の意見が出て、もう一方のは検討中であるという場合には、われわれのほうの意見も付して外に出して、世間に問うということかと思うのです。

(FOE松本氏)

事前に報告書が出されても、1ヵ月後にはJ B I Cの対応が出てくるわけですから、あまり今のご説明では、それに何か問題があるとは思えないのです。

(矢島次長)

問題というよりも、通常、情報公開といいましょうか、情報提供をしていく場合に、両論併記というのでしょうか、片方だけの意見、後で意見とタイムラグを置きますと最初に読んだも

のを忘れるということもあるでしょうし、普通、両論戦わせるというのがございますよね。

(東京工業大学原科氏)

今の場合は、両論というよりも、報告書があって、それに対してリスポンスでフィードバックですよ。コミュニケーションですから。なるべくコミュニケーションをやってインプットを増やすという立場に立てば、報告書から一月あいたが空くのだったら、報告書を出してまた次の月に今度はリスポンスを出すというもおかしくないと思います。特にいろいろなインプットの可能性もありますから、先に報告書を公表されますと。それは、そのほうがいいのかもしれないですね、情報交流上。ご検討ください。

(矢島次長)

そこは、かなり手続き面の話で……。

(東京工業大学原科氏)

なんとなく透明度の高い感じは受けますよ、順次出していくほうが、それは。

(矢島次長)

なるほど。そこは、手続きの面と手間の面もあるのかも分かりませんが、そういう意見があったということで少し検討いただいたほうがいいのかも分かりません。

(発言者D)

先ほどの、却下したやつも公開したほうがいいのかという話ですが、JBICさんが異議申立を受け付けて正當に検討された結果、これはJBICとしては問題ないということについては発表されたほうが企業にとってもメリットはあると思うのですが、却下したものは、それほど価値があるものかないものかよく分かりませんが、例えば、同じ案件で100件来て却下100件とか、それは決して濫用を止めるものになるとは思えない。またさらにおもしろがってやる人もいるかもしれないわけです。結果的には、却下したものは、件数程度を発表するのはいいのかもしれないですが、却下の内容とかは、本人に対しては却下した理由をJBICさんは十分説明されるわけなので、結果的にウェブサイトでみんなが見るようなものではないと思います。

(矢島次長)

ただ、もちろんその場合も却下の内容という整理だと思しますので、ここの文章で出ている、個人情報、法人情報等のいわゆる情報公開法の下での不開示情報等も配慮しつつその場合でも出していくというのが前提だとは思いますが。

(発言者D)

それは分かったうえでのことです。分かったうえでさらに、どこまで却下のことを書かれるのか分かりませんが、却下を分かるようにするということは、ある程度プロジェクトとか案件を特定しなければ却下を出す意味がないわけです。逆に言って、そうやって出すということはプロジェクトが特定されたりするわけですから、そういう誹謗中傷の類をさらに呼び込む可能性があるということが懸念されると思うのです。

却下というのは、ただ件数だけならいいですが、結果、それだとあまり、却下を出した意味はないと思うのです。

(東京工業大学原科氏)

こういうのは却下されますという一つの模範例、悪い模範例ですが、そういうのがどんどん分かりますから、非常に効果がある。それこそそういった類のクレームはつけても無駄だと

りますから、私は濫用防止効果は大いにあると。逆に、そういうクレームをつけたところが推定できる場合は、その企業のレピュテーションがリスクを負うわけですから、ますます効果があります。だから、これは、ぜひ積極的にやったほうが産業界にとってはプラスになると思います。別にそんなに皆さんがいやなら、やらなくてもいいと思いますが、それは産業界にとってプラスですよ、必ず。

(発言者F)

私も、途中中座しましたが、なぜそんなに懸念されているのか、もう一つ理解ができないのです。非常な不利益を被るといふあれが分からないのです。内容そのものを全部出せということではないから、もちろん不利益にかかわるものについては出さないわけですから、情報公開条例もあるわけですから。

もう1点、乱発されたら困るといふ話ですが、それがさらに乱発を呼んで、いろいろな異議申立が出ては困るといふことですが、そもそも異議申立の対象案件ははっきりうたっているわけです。「現実に重大な被害が生じているか、または」、ここで散々議論したわけですが、「将来重大な被害が発生する相当程度の蓋然性があると考えられる案件に対して行うことができる」です。他のものはどんどん門前払いしてしまえばいいわけでしょう、それはできるわけです。それは散々われわれは議論して、ここでやったわけですから。

(発言者D)

誤解があると思うのですが、議論されて、本当に受け付けられて却下されたものは、されたほうが企業としてもメリットがあるということは言ったのです。そうではなくて、受け付けてすぐ却下になるやつはあまり価値がないのではないかと。原科先生みたいにおっしゃるのであれば、例えば、こういう申立の種類があるが、こういうのは受け付けませんと、FAQでそれこそやっていただいたらいいもので、それを案件タイトのような形で、今月こういうのがあったからとかいう形で出すのは、別に企業のメリットになるとは思えないのです。

(矢島次長)

あまりプロジェクト名で特定化するということは、もともと、皆さん、議論の中でも考えてないのだろうと思うのです。

(発言者D)

では、どういう形で却下のやつを載せることを考えていらっしゃいますか。

(東京工業大学原科氏)

今のFAQ的な機能を果たすということで、FAQというのはいろいろ検討しなければ答えが出せませんから、具体的な事例が出てきて、それに対してどういう判断をしたか、それが累積されてFAQ的な効果を持つわけです。その意味で申し上げたのです。

(入柿課長)

却下については、21ページにも書いてありますとおり、却下の理由分析といった形でやることも考えております。手続きの開始決定案件数、却下件数、却下の理由分析ですね。したがって、個別に1件1件、こういう申立があってこういう却下をしましたと書くのが適当な場合もあるでしょうし、そうではない場合もいろいろとあると思っています。これは、実際、どういうものが上がってくるかによってケースバイケースの対応にならざるを得ないと考えております。したがって、ストレートに1件1件、全件出すことではなくて、却下した理由の分析とかいった形で、情報開示に最も適するような形で出したいと思っております。

(発言者D)

そういうふうに、個別に出すわけではなくて、まとめた結果として出されるのであれば、特に異存はないです。抽象的な形で出されるというのであれば、異存はないです。

(東京工業大学原科氏)

私は個別ということで考えたのですが、ちょっと違いますね、それは。

(メコンウォッチ松本氏)

私が却下にこだわっているのはそこではなくて、むしろ、本当はちゃんとした理由だったのに却下をされた場合のほうを気にしているわけですし、だいが私の言ったことが違う方向に行ってます。特にODAであります、そういう意味から行くと。これはOOFも一緒ですが、要するに、プロセスの情報は、OOFでいうところの企業のレピュテーションリスクというのをある一定部分は当然考慮しなければいけないと思うのですが、そこがODAと一緒にいいのか。例えば、今の、却下の事実と理由については、当然、ODAの場合は明らかにすべきだと思います。それは全面的にです。OOFの場合も、私は、逆の意味で、本当にちゃんとした理由を言っていたつもりだった人が却下をされたというケースを考えれば、一定の公開は必要だと思っています。それは、プロジェクト名を伏せるとか何か、いろいろな方法は必要だと思えます。むしろ、企業が濫用防止のためにこれを使うのではなくて、被害を受けている住民たちが本当に正当に扱われたかどうかということパブリックのほうで見るとというのが、この情報公開の一義的なものだと、それがアカウントビリティだと思っています。そういうことから行くと、私は、なんらかの形で、手続き留保の決定と理由、申立却下の事実と理由に対しては公開をするべきだと思っています。

(入柿課長)

そのところは、先ほども申し上げましたが、抽象的な形で、却下理由の分析とかいう形で出す場合もあれば、個別に内容とその却下の理由を出したほうがいいのが適当な場合もあると私も認識しておりまして、そのように申し上げたつもりです。したがって、例えば、ODAの案件等で異議申立の事由がほぼ明らかなものがあって、明らかといいますか、かなり公知の事由になっているようなものがあって、それに対して却下決定を下したというものであれば、もちろん個別に、こういって却下しましたということを出すことは十分考えております。

ここでいろいろと歯切れの悪い言い方をしておるのは、要するにケースバイケースで、申立の内容にもよりますし、申立の性格にもよれば、申立の内容と関係者の利害等、さまざまなバリエーションが考えられると思うのです。それを一律に全部個別に出しますということはお約束できませんし、全部を抽象的にしますということも、これは足りないと思っています。したがって、このところは、基本的には、できるだけ出せる情報は出していくという考え方に立ったうえで、しかし、例えば、情報開示請求を受けても不開示とするというような情報については、どこのカテゴリーに属しても出さないという考え方でございます。

そのへんは、法の運用という話にもなると思いますので、世の中が変わったり法の解釈が変わったりして世の中の雰囲気が変わってくれば、出せる情報が大きくなったり少なくなったりするというところかと思っています。

(山田課長)

却下の通知書ですが、15ページに、一応、却下の通知例がございます。ここはフォーマットですので、「却下になったことをお伝えします」と。詳細については同封の「検討結果」。この「検討結果」の中に却下の理由を詳述ということになっております。それで、ODAにつきましては、先ほど来ありますように、かなり公知の事実になっている部分があると考えてますので、具体的なプロジェクト名程度のものはある程度、公知の事実ということで出していくのではないかと、私自身、考えております。

(メコンウォッチ松本氏)

さっきまとめて質問すればよかったのですが、非常に簡単な質問です。通知とこの情報公開は、それぞれ言語をどういうふうに考えているかということを実は一度も議論してなかったのです。要するに、「通知」と日本語で書いて、しかも平成何年などというのも、書かれたほうは、「いったいなんだ、この平成」とかという話になるでしょう。要するに、日本語でこれは全部書いてあるので、日本語で考えてますが、実際、通知は申立られた言語ですのかどうか。それから、ここの情報公開については日本語だけですかどうか。そのあたりについてどう考えているのか教えてください。

(入柿課長)

まず、この手続きそのもの全部含めて、少なくとも英語は、今もうすでに作っています。完成してませんが、作ります。通知についても、申立られた言語でということになるかと思いますが、少なくとも英語は用意します。それから、情報公開のほうもできる限り、申立られたすべての言語というわけには当然いきませんが、ある程度は英語でも公開することを考えています。

(矢島次長)

「情報公開」で、他にありませんでしょうか。

もう3時間経ちました。まずは、この前もお話しましたが、今後のスケジュールのご説明を差し上げたいと思うのです。何度もお話しておりますように、まだこの会合にも途上国の政府の代表の方は一度もいらしておりませんし、こちらで一度呼びするようにプランニングもしたのですが、なかなか日本にいらしていただいているのは難しい面もあって、これから途上国側に対して現状の案を説明してまいりたいと思います。その過程で、例えば、異議申立の開始時期が、現状で見ると、ODAについては少し前倒しになっておりますので、どういう反応が出るのか分からないところではあります。こういう中で、少なくとも、まだ足りないとおっしゃる方もいらっしゃるわけですが、この案を持ちまして途上国側に対する説明には参りたいと考えております。

今後の段取りですが、途上国側の反応も踏まえまして、今の予定では、2月の初めにパブリックコメントを求めるという形でホームページ上にそのときの案、そのときには今抜けております「前文」も入れた形になると思いますが、を発表いたします。1ヵ月程度になると思いますが、物理的に参加できない方の意見も含めてご意見をいただいて、それをまとめたうえで、前にもご要望がありまして私がお約束をいたしました。3月の中旬以降にまたこういったパブリックコンサルテーションフォーラムを開いて、そこで最終的な成案を得たいと考えております。

そういう意味では、きょうは「開始」のところもだいぶJ B I C側の案がこれまでの議論の中に歩み寄ってきているのではないかと思います。ただ考え方の違うところがあって、そこは、これ以上きょう話してもあまり生産的とは思えません。むしろ他のところの、「前文」も含めた案を含めて、パブリックコメントもいただいたうえで、3月の中旬以降、もう一度ご議論をいただきたいと思います。「情報公開」についてもまだクリアでない面もあるのかも分かりませんし、そこのところをお話させていただいて、J B I Cとしての案を最終案に持っていくということにさせていただきたいと思います。松本さん、どうぞ。

( F O E 松本氏 )

私たちは全然歩み寄ったと思ってないものですから、きちんと……。

( 矢島次長 )

私が申し上げたのは、J B I C が歩み寄ったのではないかとただけです。

( F O E 松本氏 )

J B I C が歩み寄っていただいたのでしょうか、きょうの私たちの提案を基に。

( 矢島次長 )

客観的にはそうではないかと思えます。

( F O E 松本氏 )

私は、具体的に提案させていただきたいのですが、コンサルテーションの前半でご説明させていただいたように、ガイドラインの手続きについて、最後までこのプロジェクトが手続きに沿ったものかどうか議論が残るものというのは実際出てくると思います。それは想像いただけると思うのです。こういったものに関してどうするのかということ、ぜひ、きょうのコンサルテーションを基に……。これは本当に年に1回もないかもしれないですし、3年に1回かもしれないし、ずっとやっても、事前の受付で申立の意見のあったことは基本的に取り込んでやっていくのでそういった矛盾はないとおっしゃってくださっているので、そういうことがないと私も信じていたのですが、どうしてもそういった矛盾が出てくるケースがあり得るのではないかと想像します。こういった場合に……。先ほど来企業の方が懸念されているような、全く今までそういった意見とかが出ていなくて、誹謗中傷的な、企業の競争を邪魔するような形で意見が出されているものではなくて、明らかにそれまで何度も J B I C 側とやり取りがあって、投融资側も何度も意見を聞いている、話をしている、意見のやり取りをしているという場合にどうしても矛盾が出てきた場合に……。もともとこの異議申立の設計は、急な申立は受け付けないで、事前からそういったやり取りのあるものしか受け付けないというふうに設計されておりますが、さらに懸念があたりだということですので、そのような形で最後の最後までもめるような案件に関してどういうふうに対応するのか。

それについては、最大限、企業の競争の阻害にならないように、情報の公開についても極力、最小限にとどめる形で、O O F の最後まで折り合いがつかなかった部分について第三者の委員の調査あるいは意見をきちんと出せるような仕組みをなんらかの形で作っていただきたい。これは本当に特殊なケースという形でいいと思うのですが、それだけはぜひ設計の中に入れていただきたいと思っております。

もう一つ、私は、先々週、U N E P のほうで主催しました、各国の E C A が集まる環境配慮についてのワークショップのほうに参加してまいりました。企業の方も参加していただければよかったのですが、N E X I さんが参加していらっしやったので、各国がどのような取り組みをすでに始めていらっしやるか、ぜひお聞きになっていただきたいと思うのです。確かに異議申立の制度というものは、今、ヨーロッパの各国はまだ取り組んでおりません。J B I C のガイドラインは10月から一部施行されているということですが、私は全然何も報告が出ておりませんので分かりませんが、まだ実際には実施されていないと思います。ところが、ヨーロッパの E C A は、R e v . 6 ができた後に、かなり基本的な環境の配慮の項目を契約の中に盛り込んでいくという、環境審査において、例えば、1年間企業側と、これはプロジェクトファイナンスの案件でしたが、交渉を続けて環境の条件を入れ込んでいくという作業もしてきております。

私は、日本はガイドラインもできているし、異議申立制度もできているので、これだけ日本は進んでますよということをぜひヨーロッパの方にご紹介したいと思って行って、こういった新しい制度についてはご紹介してきたのですが、実施の面では、実はヨーロッパに遅れているのではないかと感じまして、非常に、逆に懸念を持ちました。これで日本は大丈夫なのかと。まだ全然実施の体制ができていないのではないかと。ヨーロッパは、例えば、R e v . 6 の実行に向けてもうすでに動き出していると私は考えましたし、E I A の公開に関してモイタリヤやスイスがもうすでに検討を始めております。

こういった形で、もう一つ国際的なワークショップの中で課題になったのは、一定のガイドラインを守ってくださいというふうに国際的に取り決めをしているが、では、実際にこれが守



られているのかどうなのか、遵守確保をどういうふうにしていくのかということが、非常に大きな課題だったわけです。

今は、例えば、国際的にこういった遵守のメカニズムがなくても、今後、こういった課題に応じてRev.6は改訂されていくものですから、こういったものが国際的に改訂されていく。Rev.6がいったん...（聴取不能）の中で作られていったように、これは国際的な流れとして止めることができない流れである。民間の中でも十分な環境配慮が、ガイドラインだけではなくて、その実施をどういうふうに確保していくかという仕組みが、今、国際的に動いている中だということ、ぜひ、民間企業の方にもご理解いただきたい。そういった流れの中でガイドラインを適切に実施していこうと。

なにも新しいことをしようとしているわけではなくて、このガイドラインの遵守機能というのは、ガイドライン、作られたものを適切に実施していこうという機能なわけです。私は、民間の企業の方の懸念もずいぶん聞かせていただきましたが、それでも、いちばん最初に申し上げましたような矛盾はどうしても出てくると思っておりまますので、こういったものに対して適切に対応していくような姿勢を日本として取っていただきたいと思っております。

（矢島次長）

まさに、各国のE C Aの中でのコモンアプローチは、おっしゃるように、各機関が対応していると思います。枠組みを作って……。当然、それは周知期間の考え方があるのかも分かりませんが。そういう意味では、もともとのガイドラインの内容についても、これまでいろいろ皆様方のご意見をいただいて、他の各国のE C Aに決して遅れているとは私どもは全く認識しておりません。ただ、おっしゃるように、まさに他のところが同じような形のをどんどん作ってくれば、こちらとしても非常にやりやすい面もございます。産業界の方も安心されるという面も当然あるのだらうと思えます。むしろそのへんは松本さんの今後のご活躍に期待したいと、個人的には思っております。

（発言者A）

夜も更けたので、松本女史のようなエネルギーは持ち合わせておりませんので、簡略に述べさせていただきます。まず、環境ガイドライン制定のときには産業界の意見を言う機会がほとんどなかったということでありまして、今回の異議申立につきましては、こういう場を通じまして産業界のほうも十分意見を言う機会が得られたということで、この点についてはJ B I Cのほうに感謝したいと思っております。また、立場は違いますが、NGOと産業界、そして所管官庁の方々に集まっていたいておのおのの主張ができたことは、有意義な意見交換ではなかったかと思っております。

基本的に、NGOの観点と私ども産業界の立場は、お互いに矛盾せず両方協調していいプロジェクトを推進するという形になるのがベターかと思っております。特に環境社会配慮という点につきましては、問題があるから日本は何もしないのだ、協力しないのだ、融資はストップだという発想ではなくて、そういう点をどうやって乗り越えていくのかということで、前向きな対応をぜひ考えていただきたいと思えます。

これからJ B I Cとしては発展途上国等のほうへ回るといことでもあります。そういった際に、環境ガイドライン遵守と同時に、日本がファイナンス面におきましてネガティブな対応を今後取っていくのだという形になるとすれば、日本全体にとってもマイナスの効果があるかと思えます。このへんにつきましては、所管官庁の外務省さん、あるいは財務省さんなりで、経済社会問題のところにつきまして、日本として何か一歩前向きな取り組みができないのかと。それを乗り越えてこういったファイナンスを有意義にしていくことにつきまして、J B I Cへのサポート発言ができるならば、ぜひお願いしたいと思えます。

長々といろいろ議論させていただきましたが、できればそういうことで、NGOの人との対決姿勢をずっと継続するというのではなくて、この場でいろいろ有意義な意見交換ができたものを一つの土台にして、次に向けてプロジェクトも順調に取っていくし環境配慮面もしてい

くという方向で、今度、協調できるような場面ができれば、たいへんありがたいと思っております。

いろいろ発言いたしました、ありがとうございました。

(矢島次長)

だいぶきょうも時間が経ちまして、3時間20分ということです。私の記憶では、いちばん長いときは4時間半というのがございました。きょうで12回目でございます、先ほどお話ししましたように、これで終わりというわけではございません。次は3月の中旬に、また前広にご連絡してお集まりいただきたいと思っております。

ただ、この12回でだいぶ、今お話がございました産業界の方、あるいはNGOの方、主務官庁の方、学識経験者の方々のご意見を賜って、まだ若干の意見の違いのあるところはございますが、現段階のドラフトのところで、ずいぶん皆様方の意見を盛り込ませていただいて、いいものができあがってきたと考えております。議長役で中立でないとか、いろいろなご批判はあって、実際そういうところもあったのかも分からないと反省はしておりますが、これまでのところ、原案がここまでドラフトが良くなってきたというのも、偏に皆様のご尽力、意見の開陳のおかげだと思っておりますので、引き続きよろしく願いしたいと思っております。どうもありがとうございました。(拍手)はい、どうぞ。

(東京工業大学原科氏)

止めたほうがいいかな。私は、あさって、IAIAという国際影響評価学会、アセスメントの国際学会の理事会へ行きます。本部の理事会です。110数カ国から入ってまして、ワールドバンクももちろん入ってます。そういうところでやっています。それで、その理事会でもこのJBICの取り組みはたいへん注目してまして、よく質問されるのです。今週もまたあさってから行きますが、大いに質問されますから、がんばってるぞと言いますから、がんばってください。期待してます。

(矢島次長)

ありがとうございました。どうも皆さん、ありがとうございました。はい。

(FOE松本氏)

確認ですが、2月にパブリックコメントに出されるものは、きょうの修正案を最後として、これを出されるという.....。

(矢島次長)

それに「前文」を加えて出すつもりであります。

(FOE松本氏)

きょうの議論を反映してこれをもう一度変えるということはされないのでしょうか。

(矢島次長)

現状で、どうですか、JBIC。

(入柿課長)

基本的にこの案で途上国のご意見をうかがって、それで変えるべきところがあれば若干変えるかもしれませんが、基本的にはこの案で行きたいと考えております。

(FOE松本氏)

議論は反映されないということですか。

(東京工業大学原科氏)

さっき、少し反映するようなことをおっしゃった。

(矢島次長)

いくつか「情報公開」のところペンディングのところがありますので、そこは議論をしたうえで、少し修文があればそれをしていただくということはあると思います。

(FOE 松本氏)

では、「期間」のところに関してはきょうの議論は反映されないということですか。

(矢島次長)

きょうは、一定の方向性ということでは必ずしもなかったのだらうと思いますので。ただ、最後に松本さんがおっしゃったように、非常に限界的なケースで、何度も何度も往復があって、それでもというようなケースで、例外的にどう考えられるのかというところは、議事録にも残りますし、その点については、JBIC側も今後検討できるものがあるのかどうかということだらうと思います。

(FOE 松本氏)

それは、検討されて修文をされるということですか。

(入柿課長)

基本的に、きょうのご議論を反映して変えないということかと思っているのですが。

(矢島次長)

少なくとも一定の方向性ということでは出ていないと思いますので。ただ、最後に、一般的なケースというよりも、かなり何度もやった、極端なというのか、限界的なケースの場合の例外措置みたいなことは、というお話がございました。それは、今後の検討課題の一つとしてはあると思いますが、それを今の段階で修文してパブリックコメントの際に反映させるということではないということだと思えます。

(FOE 松本氏)

これ以上あれですが、その非常に限定的なものというのは、企業の方に、私は、ご理解いただいていると思ったのですが、それは合意され得ることではないのでしょうか。

(矢島次長)

先ほどの話ですと、企業の方の理解は、あくまで調印であると、それがいろいろな契約の発効につながるということですので、その限りでは……。その限定的な案件については、これも繰り返しになりますが、異議申立を受け付ける前の段階でのルールの中で、そういった非常に環境に大きな影響を与えるものというのは十分に考慮されて、承諾まで至らないというケースも多々出てくるのだらうと思いますので、むしろその異議申立の前の段階で意見をいろいろ言っただけという整理だらうと思います。

(東京工業大学原科氏)

そういう意味では、3ページの、開始時点の、今のような例ですね、ですから、環境担当審査役の判断のための情報収集能力といいますか、そういう条件をもう少し強化するような修文はあったほうがいいように思います。この表現だと少し弱い。

( 矢島次長 )

開始の前の段階の、ということですか。

( 東京工業大学原科氏 )

必要に応じて調査をする場合もある、ぐらいのことを入れておけば、今おっしゃったようなことは配慮可能だと思います。この形だと、今、矢島さんがおっしゃったようなことはなかなか難しいと思います。今のこの文章では、それで少し気になる。

( 矢島次長 )

そこは、私が何とここで答える話でもないので、J B I C 側の判断に任せたいと思います。いずれにしても、今の案で、少なくとも最終案と J B I C 側が認識しているわけでもございませんので、その議論はパブリックコメントの際にもしていただけますし、3月のもう一度お約束いたしましたコンサルテーションの場でも引き続きお話いただけるのだらうと思います。その点はよくご理解いただきたいと思います。

( F O E 松本氏 )

この非常に限られた案件のことに限っては、議事録だけではなくて、なんらかの記述が……。きょうの議論を踏まえて、議長はどういうふうに判断されるか分かりませんが、きょうの議論をまとめるということであれば、やはりなんらかの記述が必要ではないかと思っておりますので、意見させていただきます。

( 発言者 E )

産業界としては、基本的にこの案でいいと思っております、とりあえず。

( 発言者 A )

限られた案件については、発言の中では、そういう案件は基本的には、ガイドラインを制定して、出てこないような形になるのではないのでしょうか。そういう問題が発生しないように J B I C としてきちんとした対応をしていただけるという理解をしているということが一つ。それから、事前に出てきた場合については、いろいろ意見として紹介できるような形になっているということで、十分そういった形での対応ができるという J B I C の説明があった。ということで原案、と理解をしているということかと思っております。

これはやりだすとまた切りがなくなりますが。

( 東京工業大学原科氏 )

切りがないですね。私も一言言いたくなってしまって、まずい。

( 矢島次長 )

そういう意味では、修文するしないは J B I C の判断ということでももちろんあるわけですが、きょうこの場で、まさに O O F の勘定についてもそういう懸念があり得るのではないかと、で、その場合には、何が何でもということではない、一般的ということではないにせよ、限界的なケースでは環境担当審査役の関与を認めるべきではないかという強いご意見があったということは議事録上にも残させていただいて、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

( 東京工業大学原科氏 )

そうしていただけないと、前に申し上げた、意味ある参加というのは実現しないと思っております。

( 矢島次長 )

それでは、どうもありがとうございました。

以上